



事務局説明資料

2020年11月16日
厚生労働省 職業安定局
雇用政策課

目次・ラインナップ

- 新型コロナウイルス感染症が雇用・失業情勢
に及ぼしている影響の基本的な特徴の整理…………… P.3
- 女性の雇用について…………… P.8
- 休業者について…………… P.16
- 雇用的自営等について…………… P.18
- 労働需給のミスマッチについて…………… P.21
- 雇用調整助成金等について…………… P.26

新型コロナウイルス感染症が雇用・失業情勢に 及ぼしている影響の基本的な特徴の整理

新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、現時点で予断できないものの、第1回の雇用政策研究会の資料や委員のご意見を踏まえれば、雇用・失業情勢への影響の基本的な特徴としては、次のようなものがあるか。

新型コロナウイルス感染症が雇用・失業情勢に及ぼしている影響の基本的な特徴①

<総論>

新型コロナウイルス感染症は、人々に感染への恐れをもたらし、幅広い分野・主体に感染拡大を防止するための取組が求められることを通じて、人々の消費行動等を抑制・変化させており、財・サービスへの需要の低下を通じて労働需要を減退させているだけでなく、労働供給も抑制する影響を与えている。さらに、感染状況の不確実性を反映し、上記の状況が一定程度継続しており、雇用・失業情勢の先行きに不透明感が生じている。

<完全失業率、有効求人倍率>

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が発令された2020年4月と直近（同9月）を比較すると、完全失業率（季節調整値、以下同じ。）は2.6%→3.0%（+0.4%pt）に上昇し、有効求人倍率（季節調整値、以下同じ。）は1.32倍→1.03倍（▲0.29pt）に低下した。

リーマン・ショック（2008年9月）後の5か月間の変化をみると、完全失業率は4.0%→4.6%（+0.6%pt）に上昇し、有効求人倍率は0.83倍→0.57倍（▲0.26pt）に低下した。完全失業率と有効求人倍率の水準が異なるため単純に比較できず、有効求人倍率が1倍を超えた状態が維持されていることにも留意が必要だが、直近までの両指標の変化に着目すれば、リーマン・ショック時と新型コロナウイルス感染症禍では、おおむね同様の経過を辿っている。

ただし、リーマン・ショック時（2008年9月）とリーマン・ショック後のピーク（2009年7月）を比較すると、完全失業率は10ヶ月で4.0%→5.5%（+1.5%pt）に上昇し、有効求人倍率は11ヶ月で0.83倍→0.42倍（▲0.41pt）に低下しており、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている現時点では、リーマン・ショック後の雇用・失業情勢への影響との大小を総評することはできない。

他方、性別で完全失業率をみると、リーマン・ショック時（2008年9月）とリーマン・ショック後のピーク（2009年7月）を比較すれば、男性が1.8%ptの上昇であったのに対して、女性は1.1%ptの上昇となっており、相対的には、男性への影響が強かった。

現在、足下の完全失業率は、男女ともにおおむね同様の傾向で上昇しているが、女性が非労働力人口化した状態が続いており、今後、新たに求職活動を開始される場合には、女性の完全失業率が上昇する懸念もあり、相対的には、女性への影響が強くなる可能性も考えられ、リーマン・ショックとは様相が異なることも見込まれる。

<新規求人数の動向>

新規求人数（季節調整値）は、2020年4月に前月比22.9%と大きく減少したものの、2020年4月と直近（同9月）を比較すると、18.3%の増加となっており、持ち直しの動きがみられる。

産業別に新規求人数（原数値）をみると、2020年4月以降、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などで前年同月比の減少幅が大きく、月によっては、前年同月比が50%を超える減少幅となった業種もあった。直近（同9月）では、輸送用機械器具製造業を中心とした製造業の生産活動に持ち直しの動きがみられることから、製造業では前年同月比の減少幅の縮小がみられるとともに、その他の業種でも前年同月比の減少幅の縮小などがみられる。ただし、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」では、前年同月比が3割以上と相対的に大きな減少幅となっており、人の移動を伴う業種や人と接触する機会が多い業種では、引き続き影響が大きいものと考えられる。

なお、リーマン・ショック（2008年9月）後の5か月間の変化をみると、新規求人数（季節調整値）は18.6%の減少となり、また、底となった2009年5月時点（8か月後）と比較すれば、23.5%の減少となった。したがって、リーマン・ショック後と比較し、新型コロナウイルス感染症禍では、急激な労働需要の落ち込みが生じたものの、その後の持ち直しの動きは相対的に早い状況にある。また、底となった2009年5月の産業別新規求人数（原数値）の前年同月比をみると、輸送用機械器具製造業などの「製造業」で前年同月比が55.9%と大きな減少幅となった一方、「宿泊業、飲食サービス業」で37.4%減少、「生活関連サービス業、娯楽業」で25.3%、「医療、福祉」で18.4%減少となっており、外需等に影響を受けやすい製造業において影響が大きかったと考えられる。4

新型コロナウイルス感染症が雇用・失業情勢に及ぼしている影響の基本的な特徴②

＜新規求職者数の動向＞

新規求職者数（季節調整値）は、2020年5月に前月比4.8%の増加、6月に前月比18.2%の増加となった後、3か月連続で減少している。

求職理由別に新規求職者数（原数値）の前年同月比をみると、事業主都合離職者が2020年5月に31.3%増加、同年6月に81.7%増加となったものの、その後は3か月連続で増加幅が縮小しており、また、在職者や無業者は前年と比較し減少が続いている。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、求職活動を控える動きが継続しているとともに、経済・雇用情勢の先行きに不透明感・不確実性が高まる中、転職活動を控える動きがあるものと考えられる。

なお、リーマン・ショック（2008年9月）後の5か月間の変化をみると、新規求職者数（季節調整値）は27.0%の増加となり、また、ピークとなった2009年1月時点（4か月後）と比較すれば、28.1%の増加となった。

求職理由別に新規求職者数（原数値）の前年同月比をみると、事業主都合離職者が2009年3月に155.9%増加となるとともに、在職者や無業者についても、前年と比較し増加が続いた。リーマン・ショック後と比較し、新型コロナウイルス感染症禍では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、求職活動を控える動きが継続していること等が、主たる相違点となっている。

＜雇用者の動向＞

雇用者数（季節調整値）は、2020年4月に前月差105万人の減少、5月に前月差27万人の減少、6月に前月差13万人の減少となった後、7月以降は徐々に持ち直している（7月：+15万人、8月：+13万人、9月：+13万人）。

雇用形態別に雇用者数（役員を除く原数値）をみると、「正規の職員・従業員」は、2020年4月以降も引き続き前年と比較し増加が続いている一方で、「非正規の職員・従業員」は、2020年7月に前年同月差131万人の減少と大きな減少幅となった後、その減少幅は若干縮小したものの、2020年9月で前年同月差123万人の減少と引き続き大きな減少幅が続いている。

産業別に「非正規の職員・従業員」（原数値）の前年同月差をみると、2020年9月において、「宿泊業、飲食サービス業」で38万人の減少、「製造業」で23万人の減少、「医療、福祉」で13万人の減少、「運輸業、郵便業」で12万人の減少、「サービス業（他に分類されないもの）」で12万人の減少、「卸売業、小売業」で6万人の減少、「生活関連サービス業、娯楽業」で5万人の減少などとなっている。

また、性別で雇用者数（役員を除く原数値）の前年同月差をみると、2020年9月に男性の非正規の職員・従業員が50万人の減少である一方で、女性の非正規の職員・従業員が73万人の減少となっている。新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている「宿泊業、飲食サービス業」「小売業」「医療、福祉」などでは、相対的に、パート・アルバイトとして就労される女性の非正規の職員・従業員が多いことなどを反映し、女性の非正規の職員・従業員に影響が強く生じている。

さらに、学生への影響といった観点から15～21歳の従業者数（原数値）をみると、足下では「通学のかたわらに仕事をしていた従業者」の前年同月差の大幅な減少が続いており、いわゆる学生アルバイトも大きな影響を受けている。

なお、リーマン・ショックの際には、外需・為替の動向に大きく影響される自動車産業を中心とした「製造業」が大きな影響を受け、同業では、相対的に男性が多く就労していたこともあり、男性の雇用者数が大きく減少した一方で、女性の雇用者数は横ばい圏内の推移であり、新型コロナウイルス感染症禍とは様相が異なる。また、リーマン・ショック時には、新型コロナウイルス感染症禍のように、いわゆる学生アルバイトの大幅な減少はみられなかった。

一方、緊急事態宣言が発令された前後から、感染拡大防止と社会経済活動の両立のため、テレワーク、WEB会議等のIT技術を活用した非対面・非接触型の働き方が急速に拡大した。

新型コロナウイルス感染症が雇用・失業情勢に及ぼしている影響の基本的な特徴③

＜休業者の動向＞

休業者数（原数値）の前年同月差をみると、緊急事態宣言のあった2020年4月において、就業者全体で420万人増加、雇用者全体で369万人増加となり、急増した。就業形態別に同月の前年同月差の状況をみると、「自営業主」で48万人増加、「正規の職員・従業員」で113万人増加、「非正規の職員・従業員」で240万人増加となった。また、産業別に同月の前年同月差の状況をみると、「宿泊業、飲食サービス業」で95万人増加と最も大きな増加幅となり、次いで、「卸売業、小売業」で68万人増加、「生活関連サービス業、娯楽業」で48万人増加、「教育、学習支援業」で45万人増加、「製造業」で33万人増加となった。

2020年5月以降では、休業者の増加幅の縮小が続いており、直近（同9月）では、就業者全体で前年同月差35万人の増加、雇用者全体で前年同月差32万人の増加となり、雇用形態別・産業別にみても、平常時に近い状態まで戻っている（※）。また、2ヶ月目の調査世帯のみを対象とした集計結果により、前月に休業者であった方の翌月の就業状態をみると、これまでに多くの方が仕事に戻っており、完全失業者となったのは、各月において約2%～4%に止まっている。

4月の緊急事態宣言以降の一時的な経済活動の抑制に対して、休業による対応が図られ、現時点では基本的には休業から失業・非労働力人口に至らず、従業員に戻っているものと考えられる。

なお、リーマン・ショックの時には、新型コロナウイルス感染症禍のような休業者数の急増はみられなかった。新型コロナウイルス感染症禍に休業者数が急増した背景としては、2020年4月の緊急事態宣言により社会経済活動のレベルを大きく引き下げるといった過去に類のない対応が講じられた影響に加え、それ以前に、企業は深刻な人手不足に直面していた経験もあり、雇用維持に積極的な姿勢があること、さらには雇用調整助成金等を始めとした政策の効果などが一因と考えられる。

※ただし、労働力調査における「休業者」には、例えば、「月末1週間は仕事をしていたものの、それ以外の期間において休業されていた方」などは含まれないことから、解釈には一定の留意が必要である。

＜完全失業者数の動向＞

完全失業者数（季節調整値）は、2020年1月以降増加傾向にあり、特に同年5月は前月差19万人の増加と大きな増加幅となった。緊急事態宣言のあった2020年4月と直近（同9月）を比較すると、完全失業者数（季節調整値）で28万人の増加、男性で12万人の増加、女性で15万人の増加となっている。他方、リーマン・ショック（2008年9月）後の5か月間の変化をみると、完全失業者数（季節調整値）は39万人の増加、男性で21万人の増加、女性で20万人の増加となっており、リーマン・ショック後と比較し、新型コロナウイルス感染症禍では、完全失業者数の増加は緩やかとなっている。

なお、リーマン・ショック時（2008年9月）とピークとなった2009年7月時点（10か月後）と比較すれば、完全失業者数（季節調整値）で100万人の増加、男性で68万人の増加、女性で31万人の増加となっており、男性への影響が強く生じていた。

次に、世帯主との続柄別に完全失業者（原数値）の前年同月差をみると、足下では、2人以上世帯の「その他の家族（子等）」と「単身世帯」が増加傾向にある。また、「世帯主」や「世帯主の配偶者」の前年同月差についても、プラスが続いている。他方、リーマン・ショックでは、「世帯主の配偶者」よりも「世帯主」である完全失業者の増加が顕著であった。

さらに、探している仕事の主従別に完全失業者（原数値）の前年同月差をみると、男女ともに「主にしていく仕事」を探している完全失業者数が増加しており、特に「15～34歳」の若年世代の女性では、「主にしていく仕事」を探している完全失業者が増加傾向にある。新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている産業の特徴を通じて、女性や若者に大きな影響を及ぼしていることが反映されたものと考えられる。

新型コロナウイルス感染症が雇用・失業情勢に及ぼしている影響の基本的な特徴④

＜非労働力人口の動向＞

非労働力人口（季節調整値）は、緊急事態宣言のあった2020年4月に前月差94万人の増加となり、男性で前月差27万人の増加、女性で前月差68万人の増加となった。急増がみられた直前である同年3月と直近（同9月）を比較すると、非労働力人口全体で前月差33万人の増加、男性で前月差11万人の増加、女性で前月差23万人の増加となっている。特に、女性の非労働力人口は2013年以降は長期的に減少傾向にあった中で、足下では相対的には女性が非労働力人口化した状態が続いている。

なお、リーマン・ショック（2008年9月）後の5か月間の変化をみると、非労働力人口（季節調整値）は、全体で20万人減少となり、男性で12万人増加、女性で31万人減少となった。リーマン・ショック後には、男性の非労働力人口化が進んだ一方で、新型コロナウイルス感染症禍には、女性が非労働力人口化した状態が続いている。

＜労働時間の動向＞

出勤日数あたりの総実労働時間の前年同月差を寄与度分解すると、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、「一般労働者の所定外労働時間」「パート労働者の総実労働時間」がマイナスに寄与しており、リーマン・ショックの際と同様に、労働時間による調整が行われている。

なお、産業別に一般労働者の所定外労働時間・パート労働者の所定内労働時間（いずれも前年同月比）をみると、多くの業種で2020年4月に大幅な減少が見られた後、5月を底として減少幅が縮小している。しかし、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」では、引き続き大きな減少幅が続いている。また、出勤日数についても産業別にみると、おおむね同様の傾向となっている。

＜賃金・収入の動向＞

実質賃金（現金給与総額）の前年同月比を寄与度分解すると、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、リーマン・ショックの際と同様に、「一般労働者の現金給与総額」が大きくマイナスに寄与している一方で、「パート労働者の構成比」はプラスに寄与しており、相対的に賃金水準の低いパート労働者の減少が、平均値にはプラスに寄与しており、リーマン・ショック後とは様相が異なる。また、リーマン・ショック後のデフレ基調の中、「消費者物価」は賃金にプラスに寄与していたが、足下では、賃金にマイナスの寄与となっており、同様にリーマン・ショック後とは様相が異なる。また、名目賃金（現金給与総額）の前年同月比を寄与度分解すると、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、「所定外給与」「特別給与」がマイナスに寄与している。特に、賞与を含む「特別給与」については、来年の春季生活闘争における対話を経て、リーマンショック並みの減少となるか注視が必要である。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組む中で「新しい生活様式」の定着が進み、徐々に社会経済活動のレベルが上がっていく中で、雇用の回復とともに実質賃金も回復していくか注視が必要と考えられる。

＜企業の雇用人員判断の動向＞

日本銀行「全国企業短期経済観測調査」における雇用人員判断D.I.をみると、直近の令和2年9月調査では、製造業で+10と人員過剰感がみられるものの、非製造業で▲17と人員不足感がみられ、全産業としては▲6と人員不足感がある。また、12月の見込みとしては、製造業の人員過剰感が緩和し、非製造業と全産業では人員不足感が加速する。

なお、リーマン・ショック時における2008年9月調査では、全産業で▲2、製造業で+3、非製造業で▲6となっていたが、2009年の3月調査には、全産業で+20、製造業で+38、非製造業で+6となり、製造業を中心として人員過剰感が急速に高まった。これまでの人手不足感の高まりもあって、リーマン・ショック時と比較し、足下では引き続き人員不足感が保持されている。 7

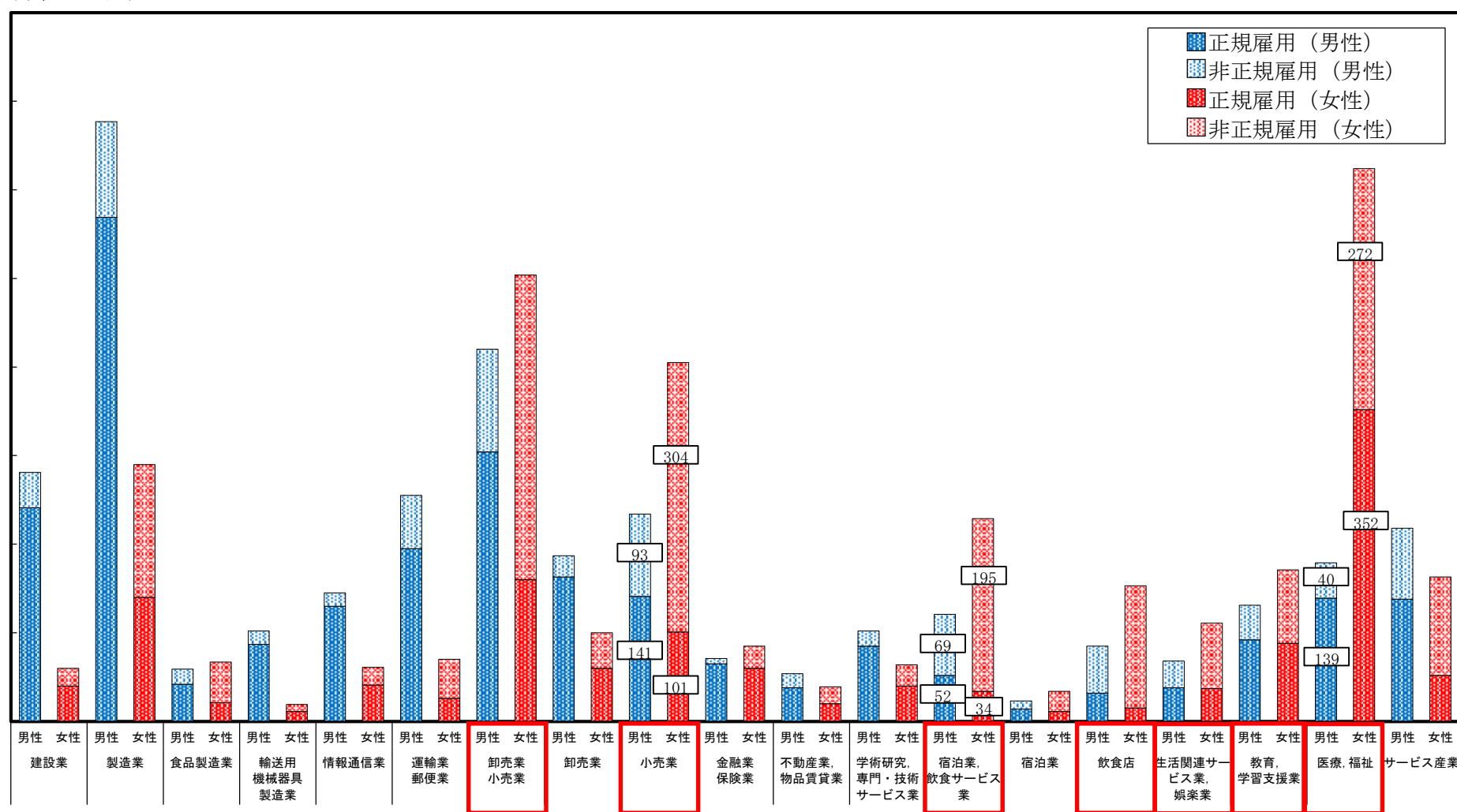
女性の雇用について

産業別・雇用形態別・男女別にみた雇用者数について（2019年度）

- 産業別・雇用形態別・性別に雇用者数をみると、「医療、福祉」「卸売業、小売業（特に小売業）」「宿泊業、飲食サービス業（特に飲食店）」「生活関連サービス業、娯楽業」では、男性と比較し、女性の雇用者が多くなっている。
- 特に、「小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」等では、男性雇用者総数より女性非正規雇用労働者の方が多くなっている。

（単位：万人）

産業別・雇用形態別・性別にみた雇用者の動向（人数）



資料出所 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成

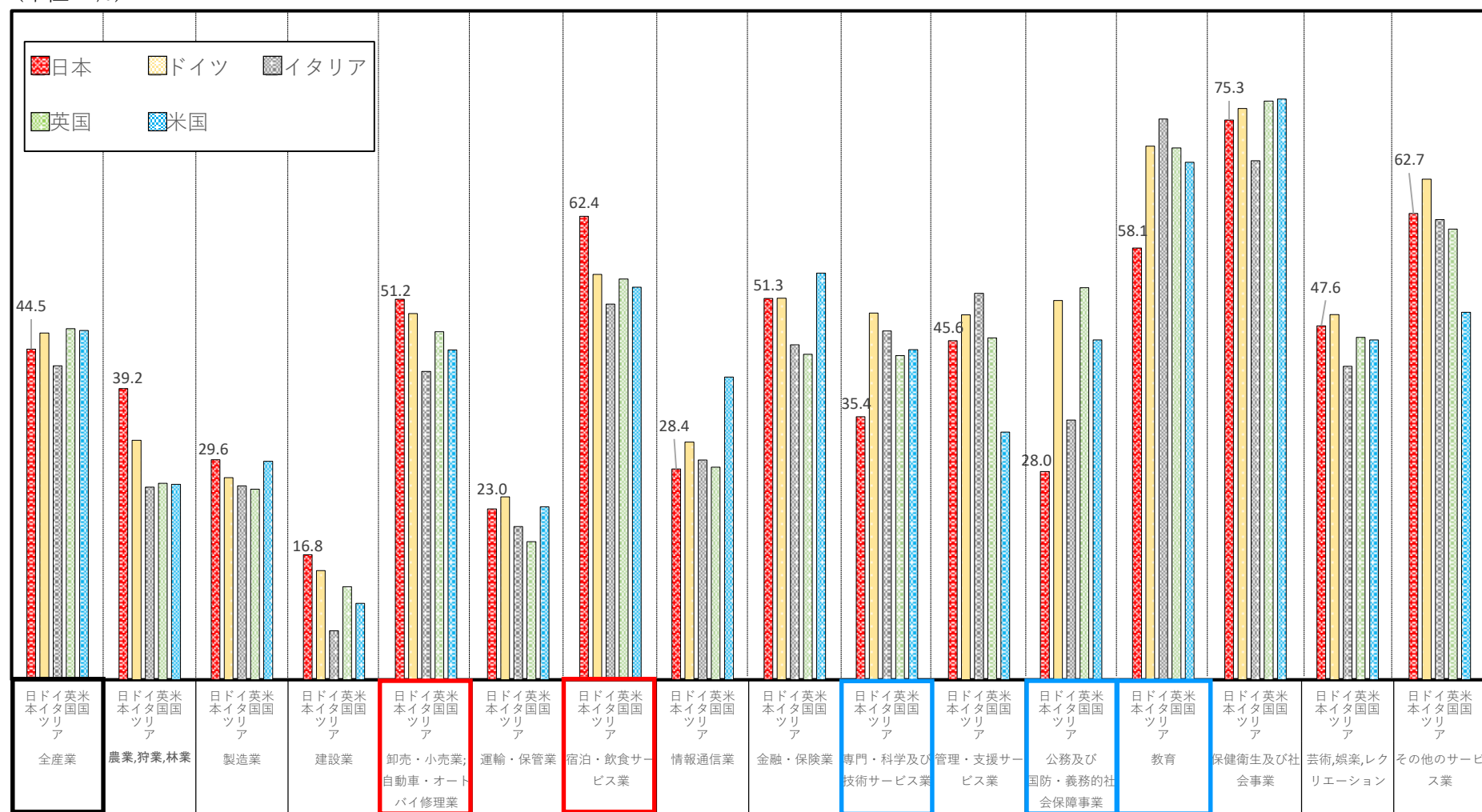
注） 1）「農業、林業」「複合型サービス業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「公務」の業種は割愛している。

国際標準産業分類でみた産業別の女性就業者の割合について（2019年）

- 国際比較によれば、全産業における女性就業者の割合は、日本・ドイツ・イタリア・英国・米国でおおむね同水準であるものの、日本は「宿泊、飲食サービス業」「卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業」などにおいて、相対的に女性就業者の割合が高いことが分かる。
- 「教育」「専門・科学及び技術サービス業」「公務及び国防・義務的社会保障事業」等では、日本は相対的に女性就業者の割合が低い。

（単位：％）

国際標準産業分類でみた産業別の女性就業者の割合（構成比）



資料出所 OECD.stat 及び U.S. Bureau of Labor Statistics “Current Employment Statistics” により作成

注) 1) 「鉱業、採石業」「電気・ガス・蒸気、空調供給業」などの一部の業種は割愛している。

2) 米国については、CESの産業中分類・小分類を活用しながら、国際標準産業分類に沿うように、厚生労働省にて振り分けたものであり、解釈には一定の留意が必要である。

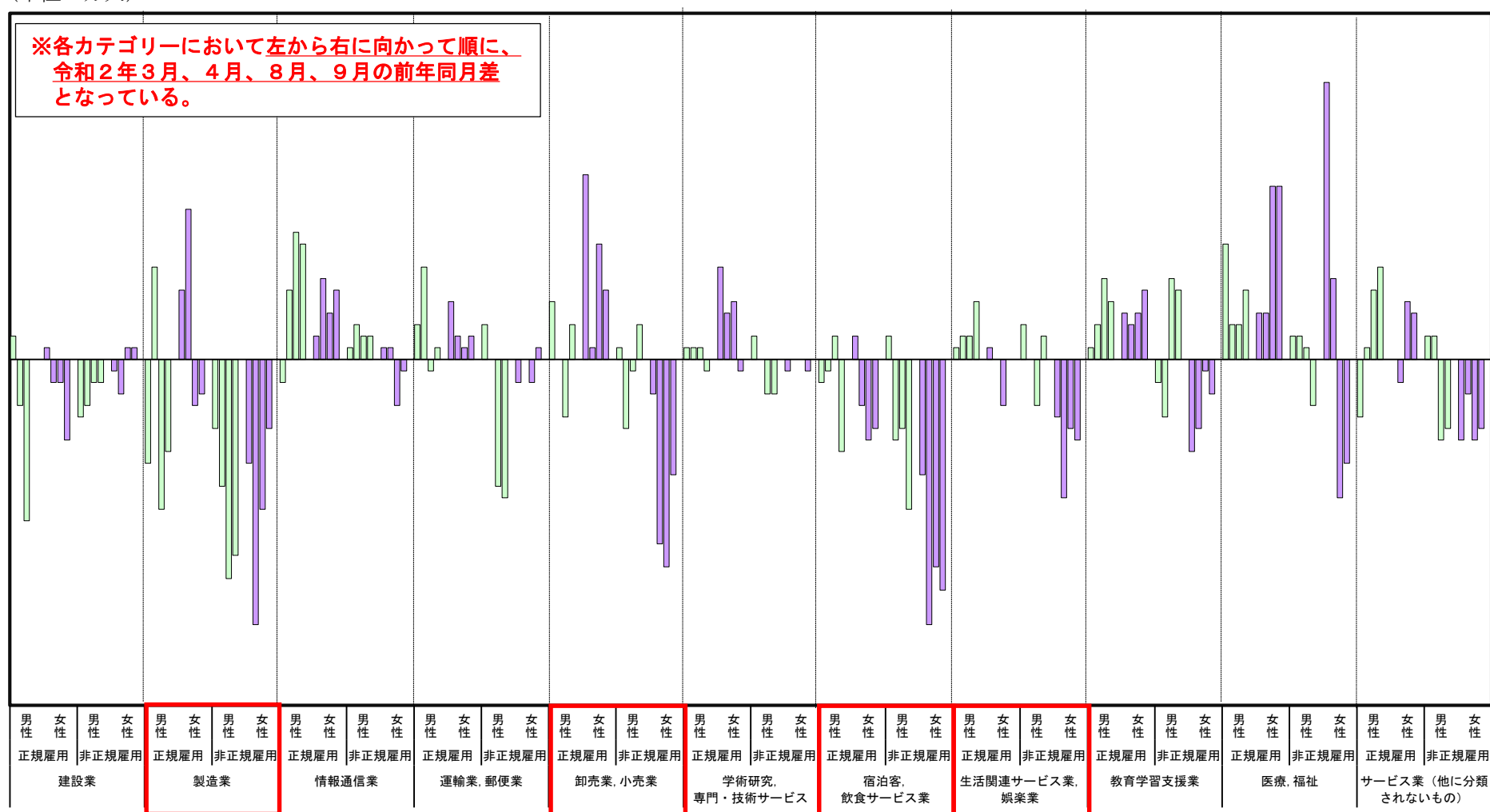
産業別・雇用形態別・男女別にみた雇用者数の足下の動向について

- 産業別・雇用形態別・男女別に雇用者数の動向をみると、「製造業」の非正規雇用では、男女ともにおおむね同程度の減少幅となっており、特に直近9月は女性より男性の減少幅が大きい。一方、特に「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」などでは、同じ非正規雇用であっても、男性と比較し、女性の方が、雇用者数の減少幅が大きくなっている。

産業別・雇用形態別・男女別にみた雇用者の動向（前年同月差）

（単位：万人）

※各カテゴリーにおいて左から右に向かって順に、令和2年3月、4月、8月、9月の前年同月差となっている。



資料出所 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成

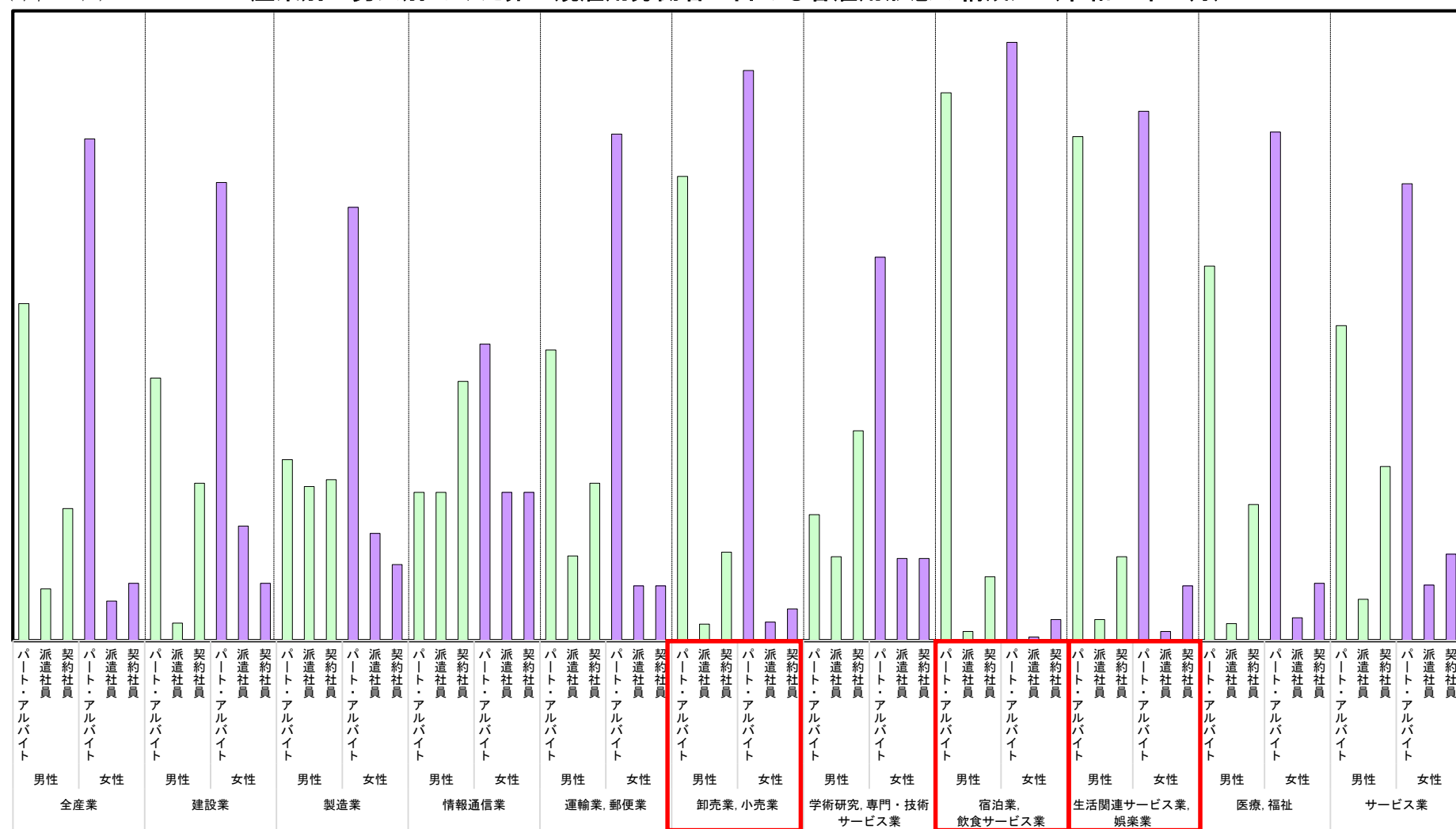
注） 1）「農業、林業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「複合型サービス業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「公務」の業種は割愛している。

産業別・男女別でみた非正規雇用労働者の雇用形態に関する特徴について

- 産業別・男女別でみた非正規雇用労働者の雇用形態に関する特徴をみると、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」では、パート・アルバイトの割合が顕著に高く、特に女性非正規雇用労働者でその傾向が強い。
- 相対的に、契約社員や派遣社員と比較すれば、営業時間の短縮等に伴い、部分就業をしている方の多いパート・アルバイトで働く方の雇用が失われやすいと考えられ、女性に上記のような傾向があることが、女性の非正規雇用労働者の大きな減少の一因になっている可能性が示唆される。

(単位：％)

産業別・男女別でみた非正規雇用労働者に占める各雇用形態の構成比（令和2年9月）



資料出所 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成

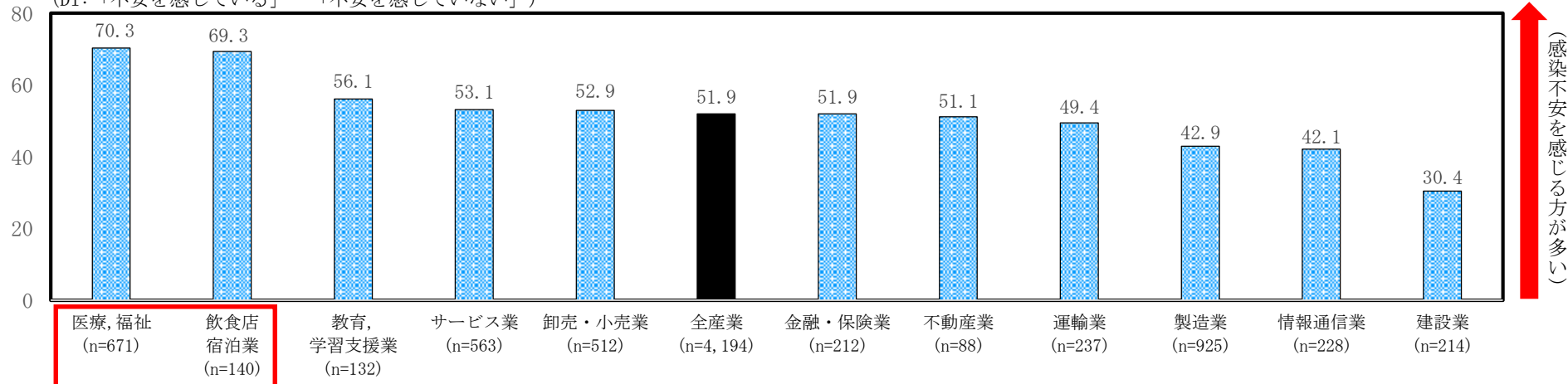
注） 1）「農業、林業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「複合型サービス業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「公務」の業種は割愛している。

仕事（職場やこれに準じる場所、通勤経路）上での感染不安について

- 業種別に仕事（職場やこれに準じる場所、通勤経路）上での感染不安をみると、対人サービス業において感染不安を感じる方が多く、特に「医療、福祉」「飲食店、宿泊業」において、感染不安を感じる方が多い。また、男性と比較し、女性の方が感染不安を感じる方が多く、感染不安について「とても感じている」と回答される女性の方が多い。
- 女性が就労される業種の特徴である可能性も考えられるが、女性の方が仕事上での感染不安が強い状況あり、こうした特徴が、自主的な退職等を通じて、女性非正規雇用労働者の大きな減少の一因になっている可能性も示唆される。

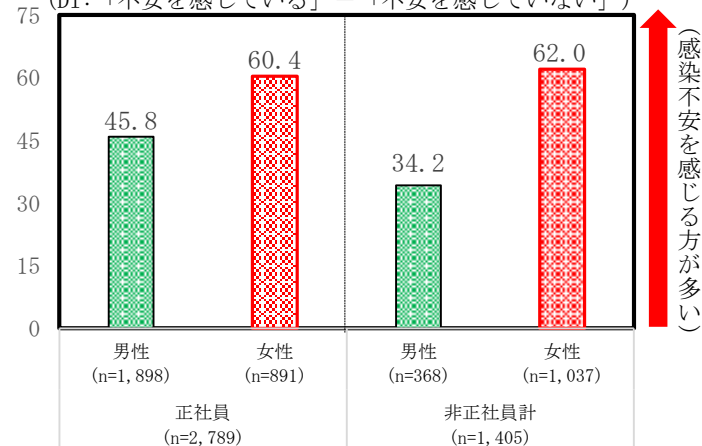
1. 仕事（職場やこれに準じる場所、通勤経路）上での感染不安（産業別）

(DI: 「不安を感じている」－「不安を感じていない」)

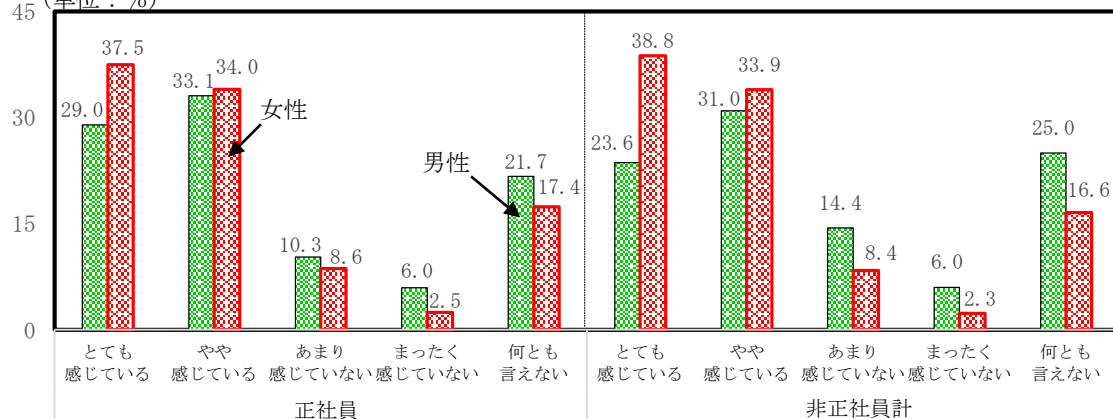


2. 仕事（職場やこれに準じる場所、通勤経路）上での感染不安（男女別）

(DI: 「不安を感じている」－「不安を感じていない」)



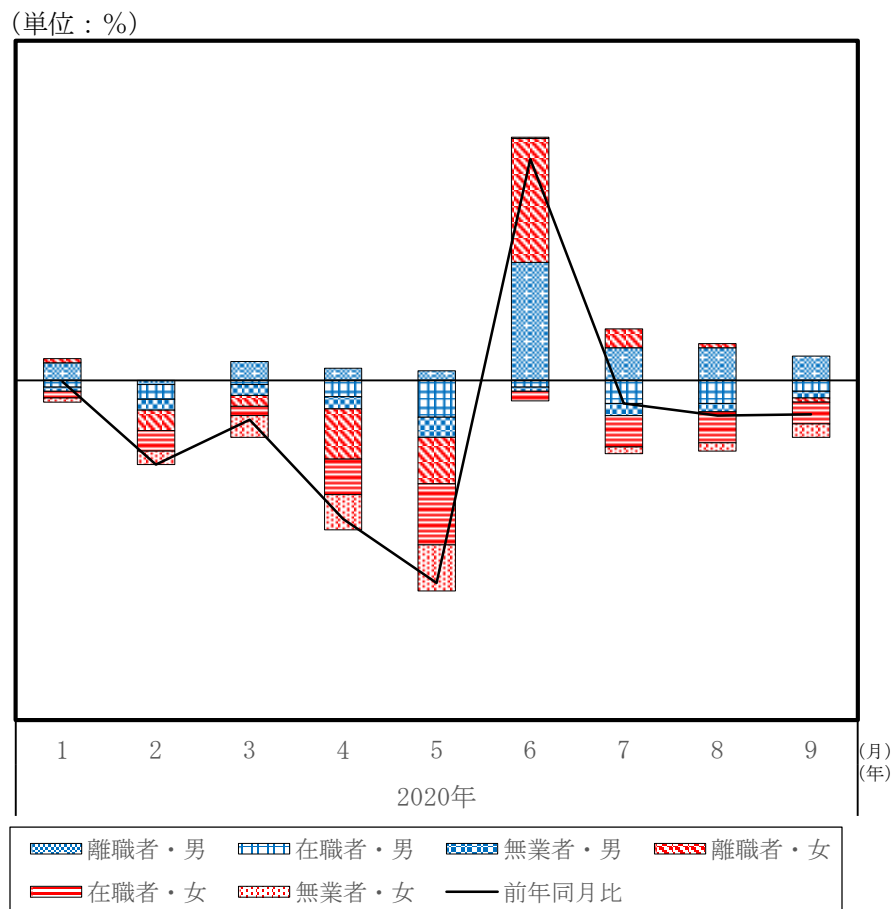
(単位: %)



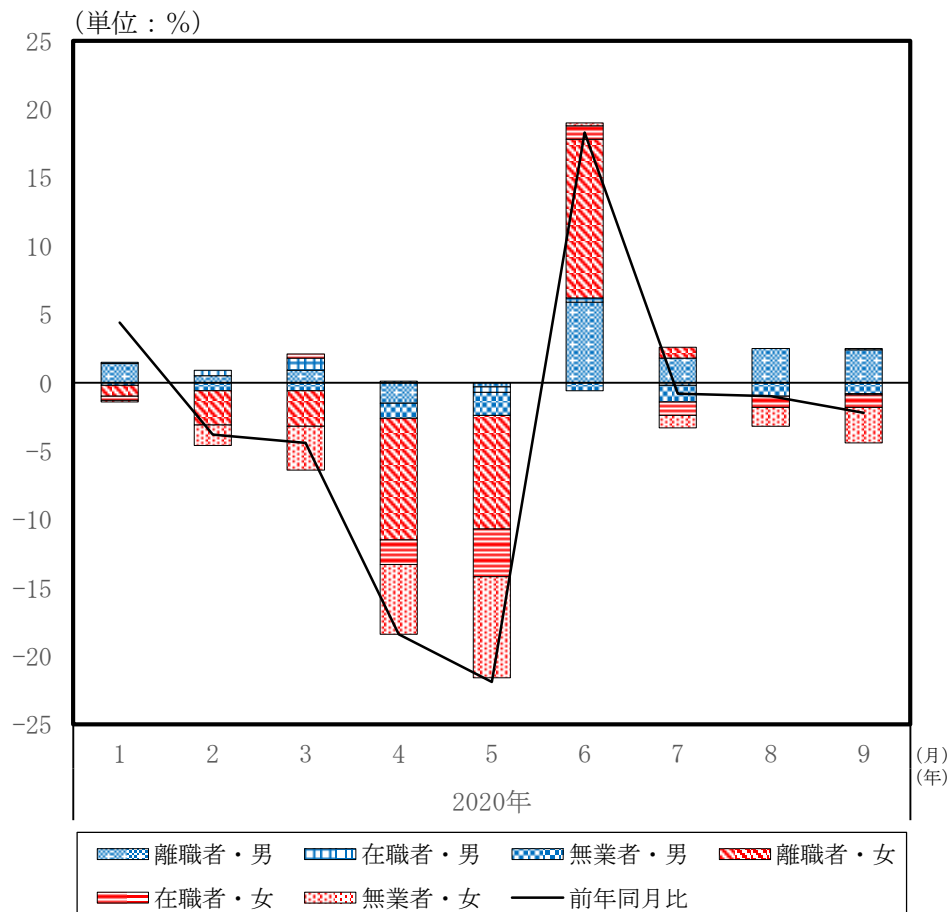
新規求職者の動向について（求職理由別・性別）

- 足下の新規求職者の動向について、前年同月比を性別・求職理由別に寄与度分解してみると、パートタイムを含む常用において、
 - ・離職者では、男性は主にプラスに寄与する一方、女性は6月にプラスに寄与した後、プラスの寄与が縮小し、9月にはマイナスの寄与に転じている。
 - ・在職者では、7月以降に男性はマイナスの寄与が縮小する一方、女性はマイナスの寄与が続いている。
 - ・無業者では、7月以降は女性でマイナスの寄与が拡大している。
- 常用的パートタイムでは、6月に男女ともに離職者が大きくプラスに寄与した後、7月以降は男性は引き続き離職者がプラスに寄与している一方、女性の無業者がマイナスに寄与している。

新規求職者の前年同月比の推移について
（パートタイムを含む常用、前年同月比の寄与度分解）



新規求職者の前年同月比の推移について
（常用的パートタイム、前年同月比の寄与度分解）



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

注：1）「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

2）「離職者」とは、離職後1年以内の者をいう。「無業者」には、離職後1年を超える者を含む。

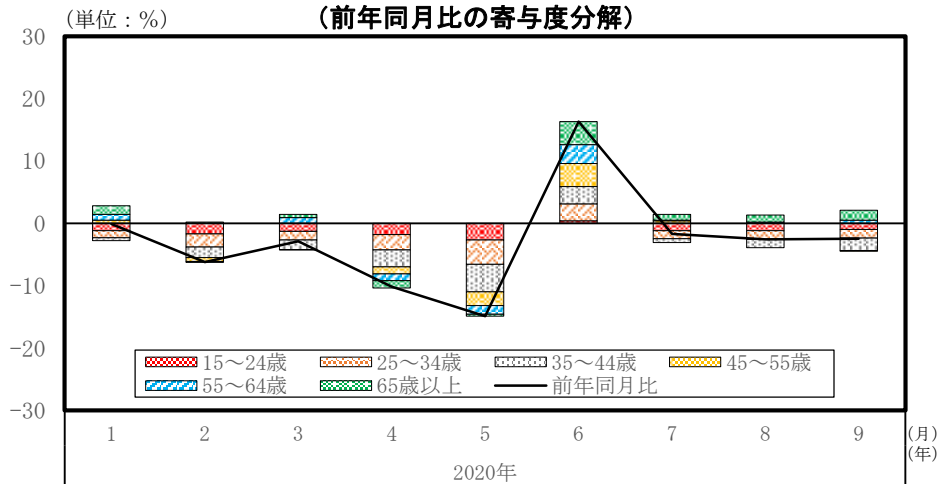
3）性別未記入等もあるため、必ずしも前年同月比計とは合致しない月があることに留意が必要。

新規求職者の動向について（求職理由別・年齢階級別）

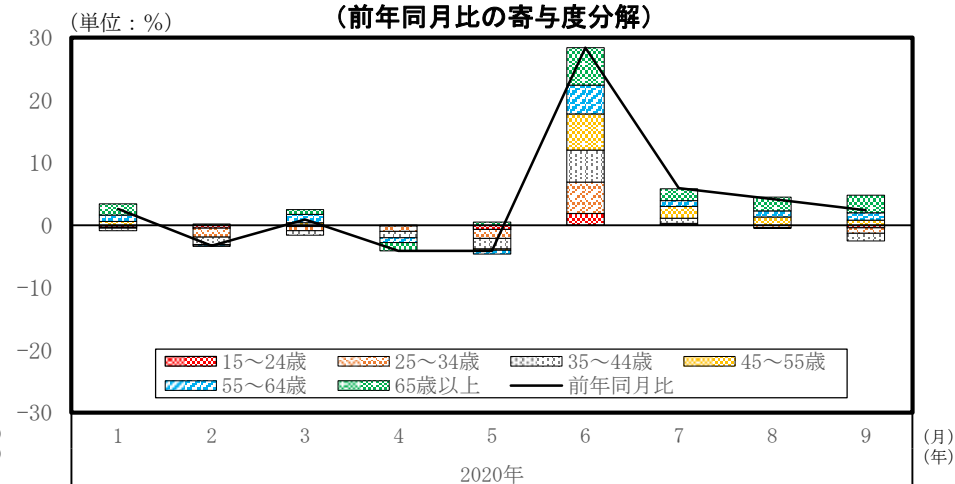
○ 足下の新規求職者の動向について、前年同月比を年齢階級別に寄与度分解してみると、2月以降では、

- ・全体では、6月を除き、主に65歳以上の年齢階級を除く年齢階級でマイナスに寄与している。
- ・離職者では、6月以降に各年齢階級でプラスに寄与している傾向、在職者と無業者では原則として各年齢階級でマイナスに寄与している。

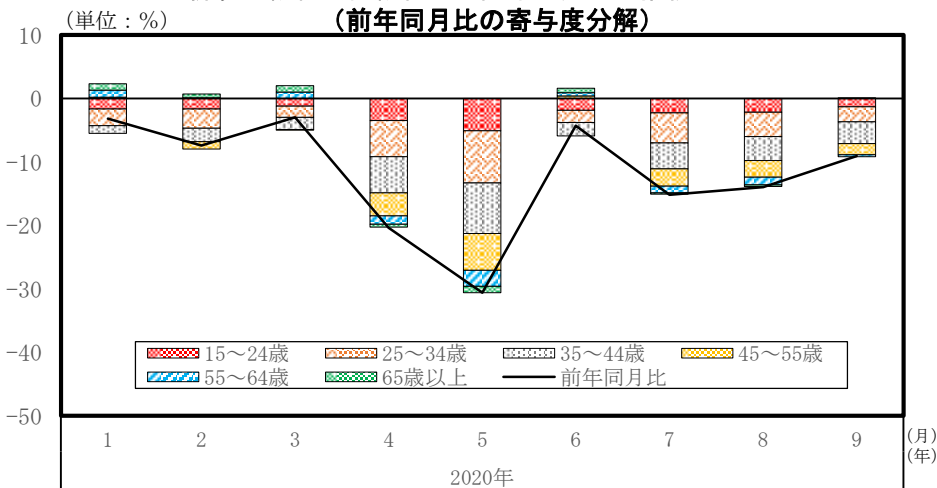
新規求職者全体の前年同月比の推移について
（前年同月比の寄与度分解）



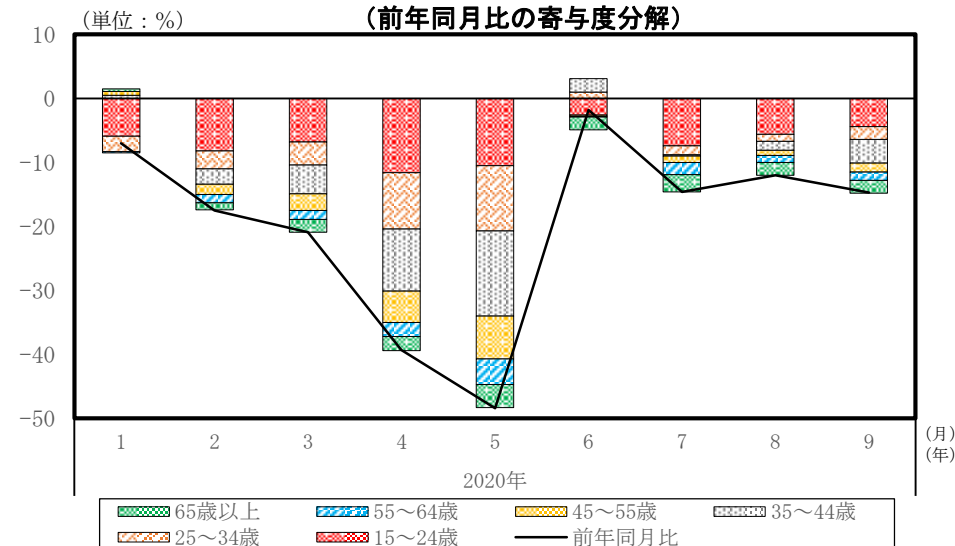
新規求職者（離職者）の前年同月比の推移について
（前年同月比の寄与度分解）



新規求職者（在職者）の前年同月比の推移について
（前年同月比の寄与度分解）



新規求職者（無業者）の前年同月比の推移について
（前年同月比の寄与度分解）



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

注：1）パートタイムを含む常用に係る数値。「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

2）「離職者」とは、離職後1年以内の者をいう。「無業者」には、離職後1年を超える者を含む。

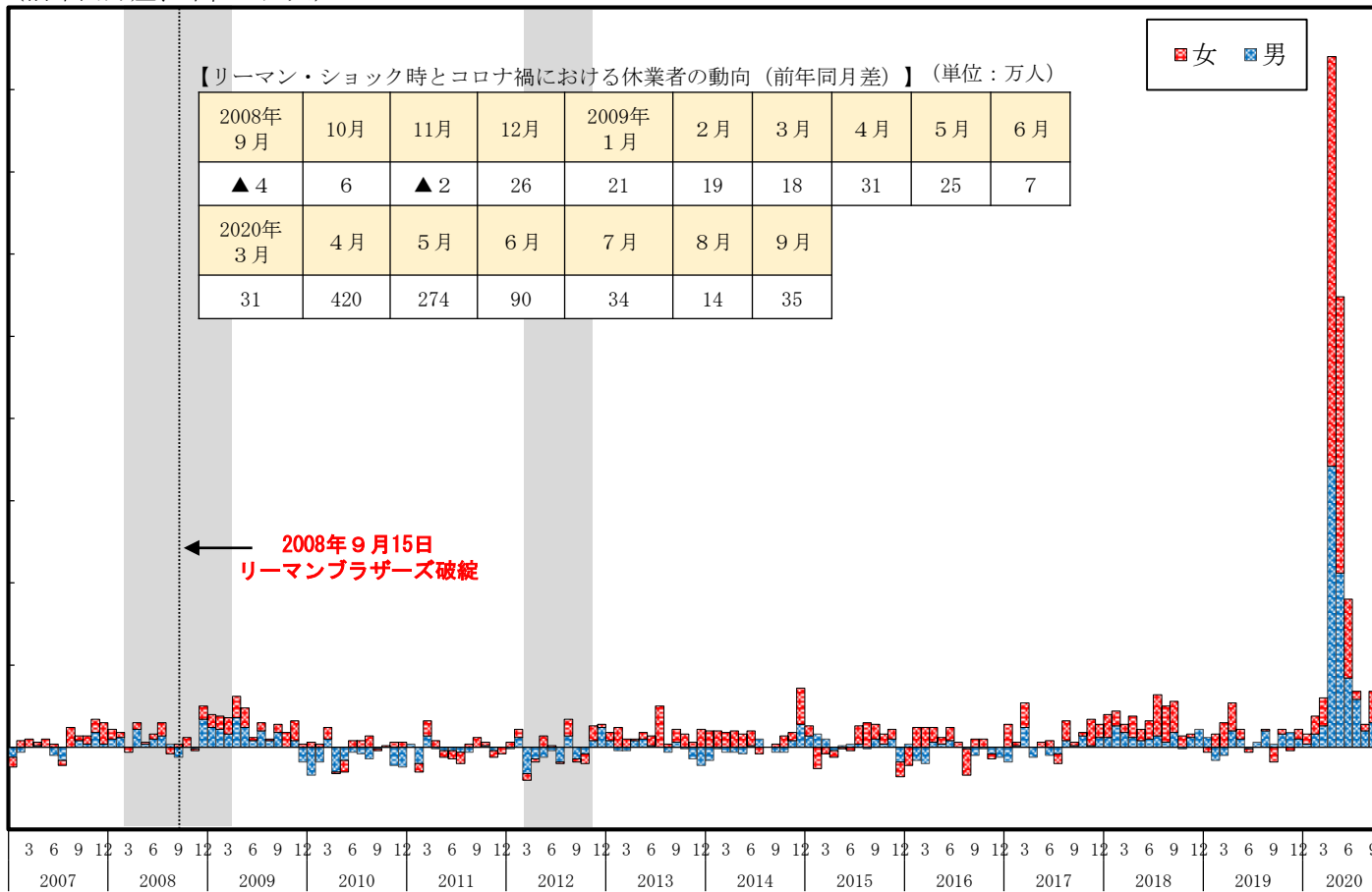
休業者について

休業者の動向について（男女別）

- リーマン・ショックと比較すると、新型コロナウイルス感染症禍では、男女ともに休業者が急増したことが分かる。
- 4月以降の緊急事態宣言により社会経済活動のレベルが大きく引き下がった影響に加え、それ以前に、企業は深刻な人手不足に直面した経験もあり、雇用維持に積極的な姿勢があること、さらには雇用調整助成金等を始めとした政策の効果などが一因と考えられる。

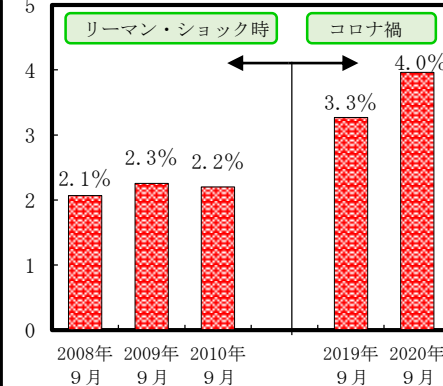
休業者数の推移（男女別）

（前年同月差、単位：万人）



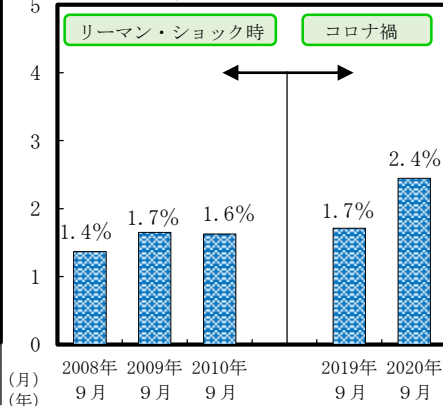
女性就業者に占める休業者の割合

（構成比、単位：％）



男性就業者に占める休業者の割合

（構成比、単位：％）



資料出所 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成

注） 1）シャドー部は景気後退期。

2）右図における各月の男女別休業者数（原数値）については、以下の通り。

2008年9月：男性51万人、女性55万人 2009年9月：男性60万人、女性60万人 2010年9月：男性59万人、女性59万人

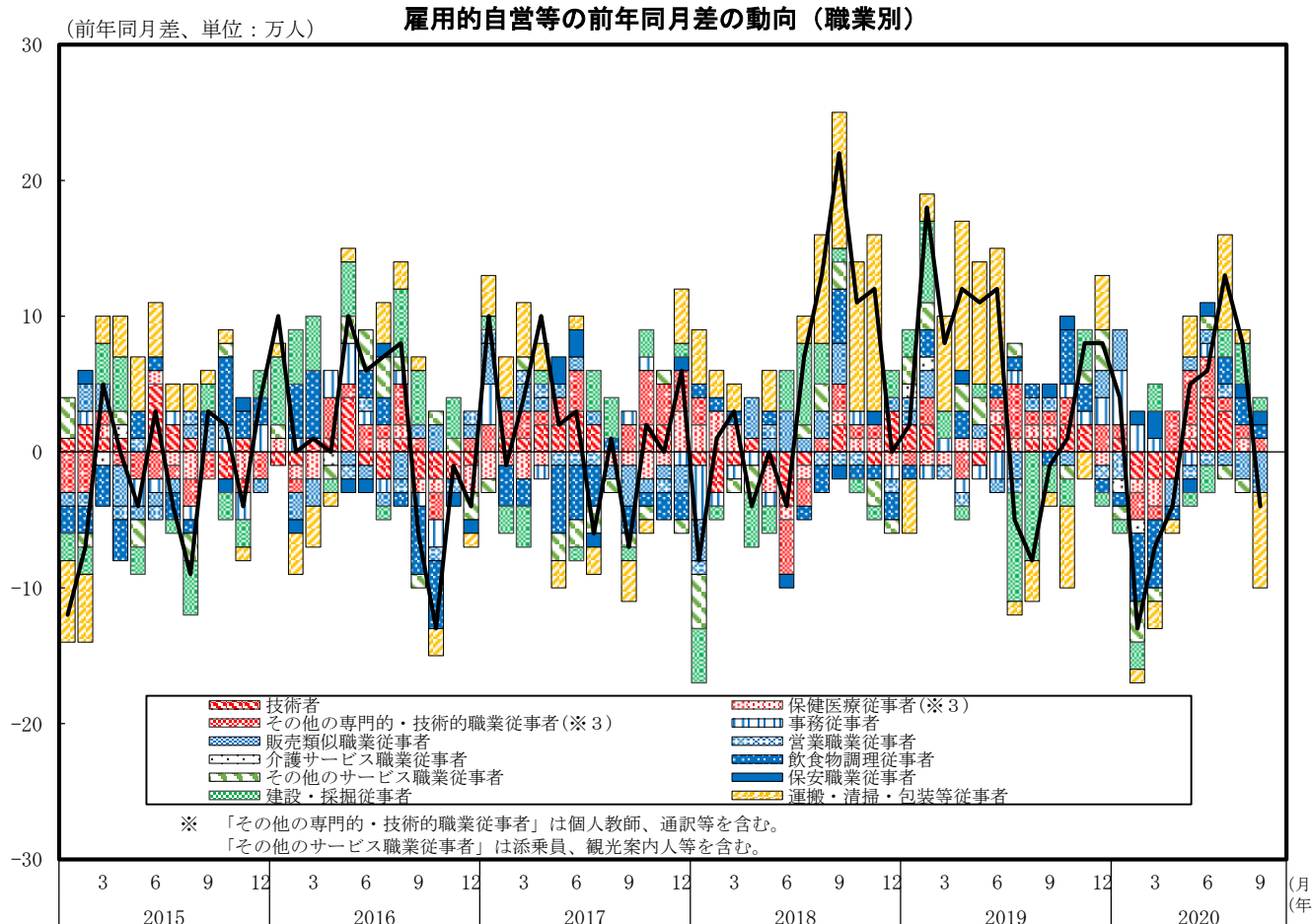
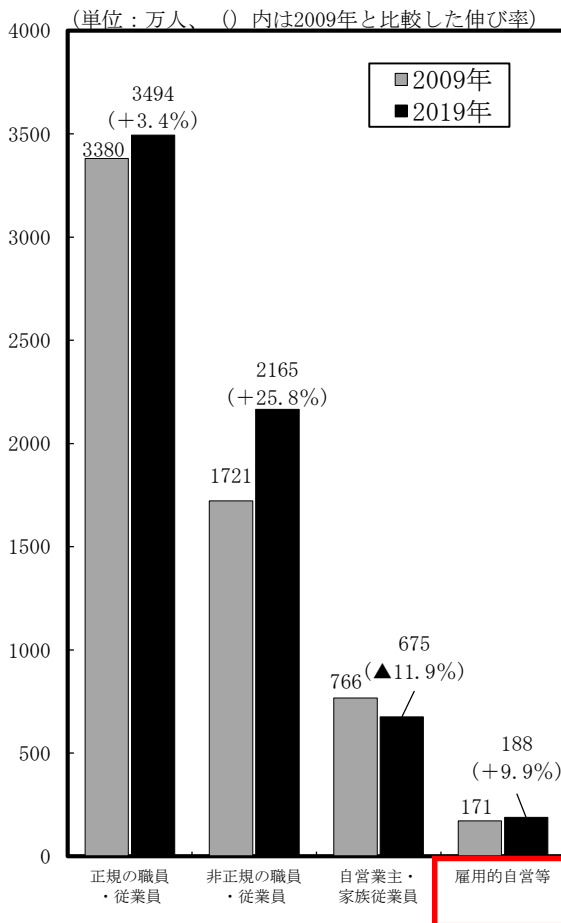
2019年9月：男性64万人、女性99万人 2020年9月：男性79万人、女性118万人

雇用的自営等について

雇用的自営等の動向について

- 2009年と2019年を比較すると、非正規雇用労働者が大きく増加し、また、正規雇用労働者も増加しているが、自営業・家族従業員は減少した。ただし、自営業・家族従業員のうち、雇用的自営等（※）は、2時点と比較すると、17万人の増加（+9.9%）となっている。
- 直近の9月では、「運搬・清掃・包装等従事者」、仲介人・仲立人（ブローカー）などの「販売類似職業従事者」において、前年よりも減少している。

※ 「雇用的自営等」とは、自営業主のうち、小売店や飲食店等の伝統的自営業や士業などを除き、特定の発注者への依存度が高い傾向にある等、雇用の要素を少なからず有している自営業主を指している。ここでは、足下の動向を整理するため、労働力調査の「雇無業主」の職種に着目して分析している。



資料出所 総務省「労働力調査」により作成

注) 1) 「雇用的自営等」に分類される職業は、内閣府（2019）「日本のフリーランスについて—その規模や特徴、競業避止義務の状況や影響の分析—」を参考とし、「労働力調査」において利用可能な職業分類を活用しつつ、厚生労働省において独自に設定した。

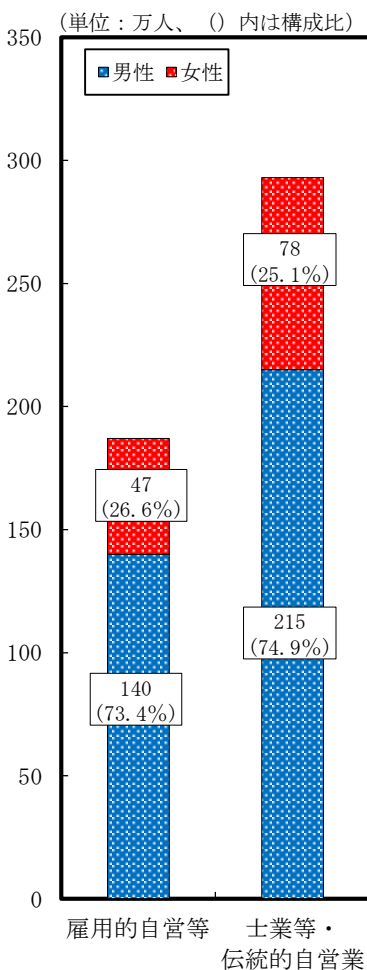
2) 雇用的自営等の年平均値については、月次データを平均した値を用いている。

3) 雇用的自営等のうち「保健医療従事者」「その他の専門的・技術的職業従事者」については、医師や弁護士といった士業等に従事する労働者を含む。このため、2015年の国勢調査の職業小分類を活用し、それぞれの職業中分類における士業等に従事する労働者の構成比を算出し、労働力調査における「保健医療従事者」「その他の専門的・技術的職業従事者」に乗じることで、雇用的自営等に該当する者を独自に試算している。また、2009年の雇用的自営等に該当する者についても、2005年の国勢調査を活用し、同様の算出を行っている。

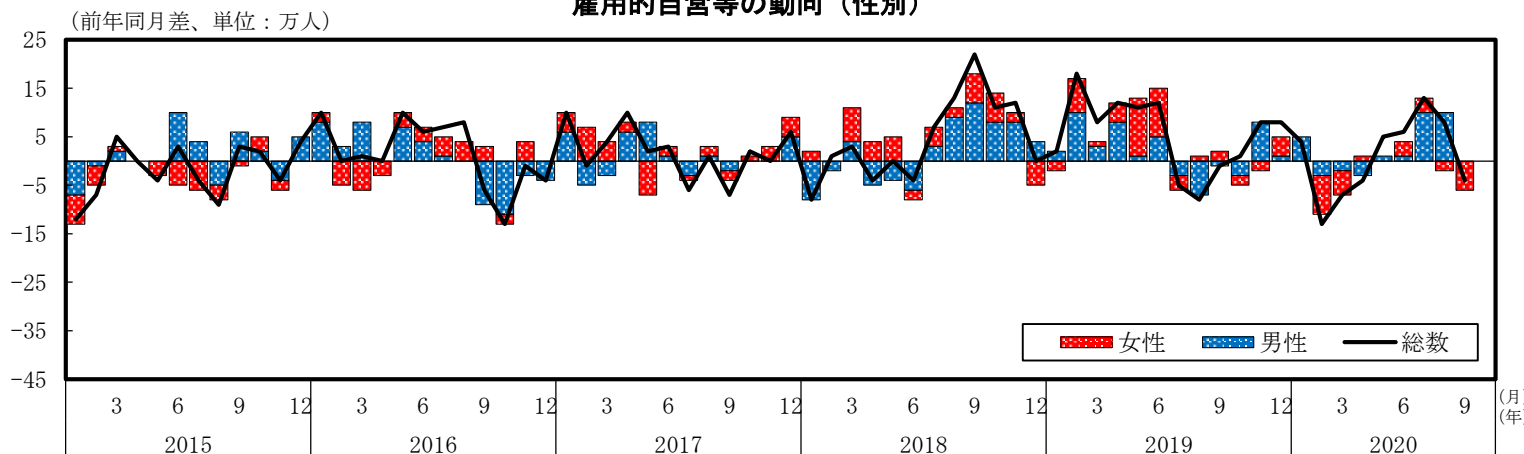
性別にみた雇用的自営等の動向について

- 2020年9月の雇用的自営等に係る性別の構成比をみると、男性の構成比が73.4%、女性の構成比が26.6%となっており、士業等・伝統的自営業と比較すると、やや女性の構成比が高いものの、おおむね同程度となっている。
- 足下の雇用的自営等の動向をみると、2020年2月・3月に、女性を中心として大きめの減少幅となった後、直近の9月においても、女性は前年と比較して減少となっている。

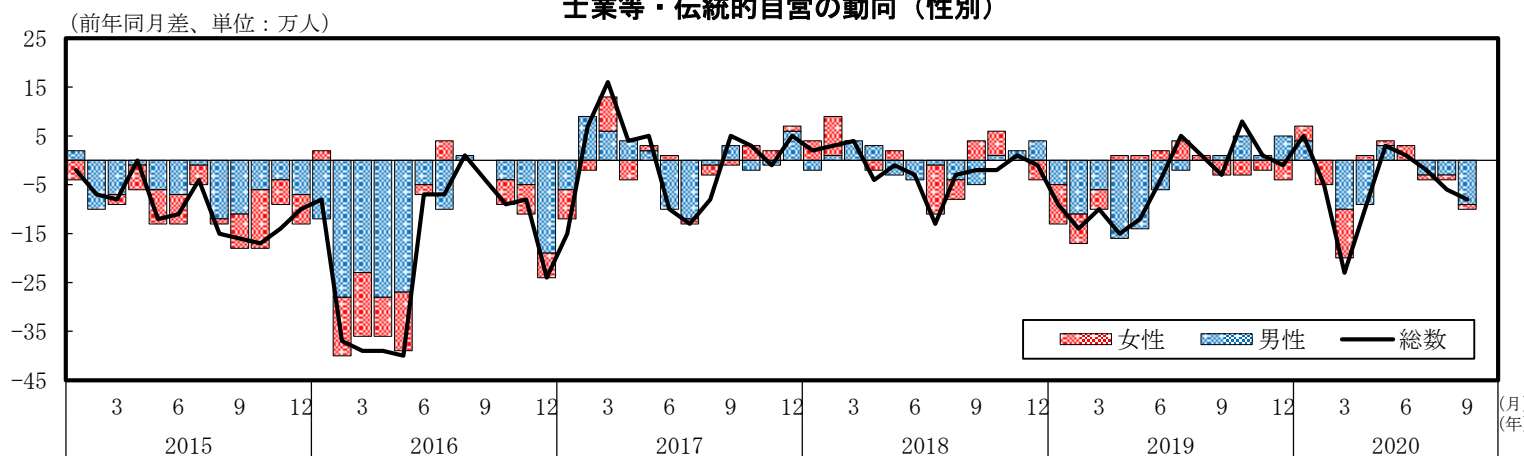
2020年9月の状況



雇用的自営等の動向（性別）



士業等・伝統的自営の動向（性別）



資料出所 総務省「労働力調査」により作成

注) 1) 「士業等・伝統的自営業」に分類される職業は、内閣府(2019)「日本のフリーランスについて—その規模や特徴、競業禁止義務の状況や影響の分析—」を参考とし、

「労働力調査」において利用可能な職業分類を活用しつつ、厚生労働省において独自に設定した。

2) 「士業等・伝統的自営業」については、「雇無業主」に限定しておらず、自営業全体の内数として算出。

3) P.18の注3に記載してある手法と同様の算出をしている。

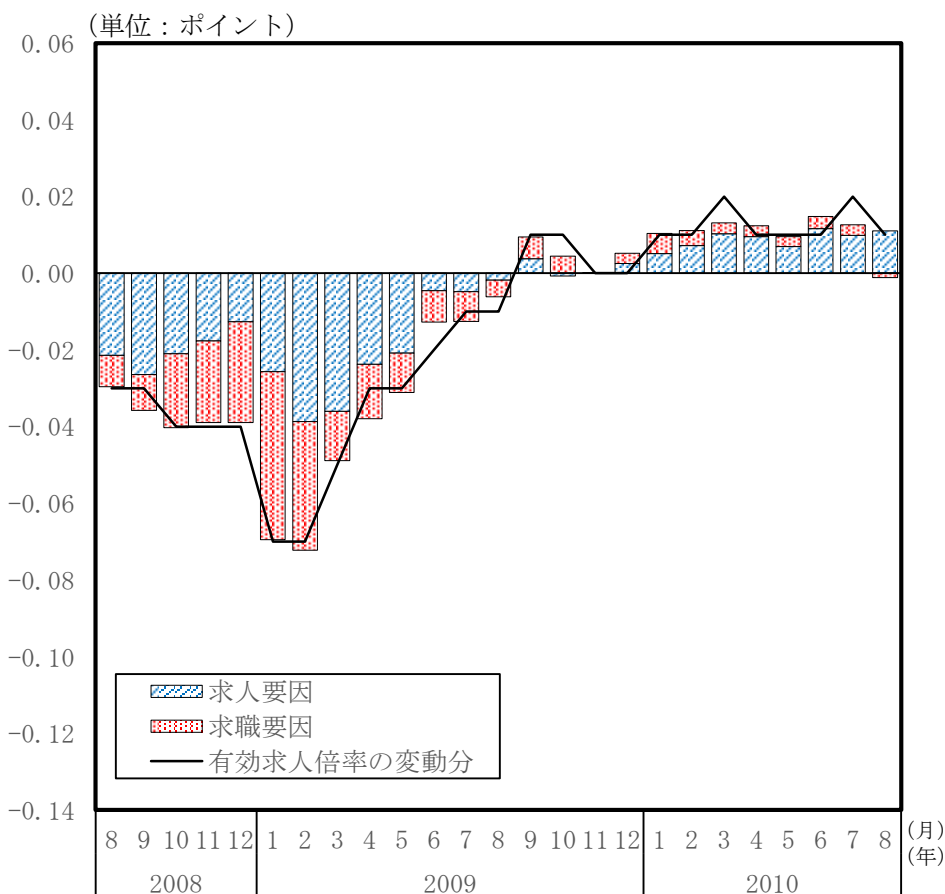
労働需給のミスマッチについて

有効求人倍率（季節調整値）の増減ポイントとその内訳の推移

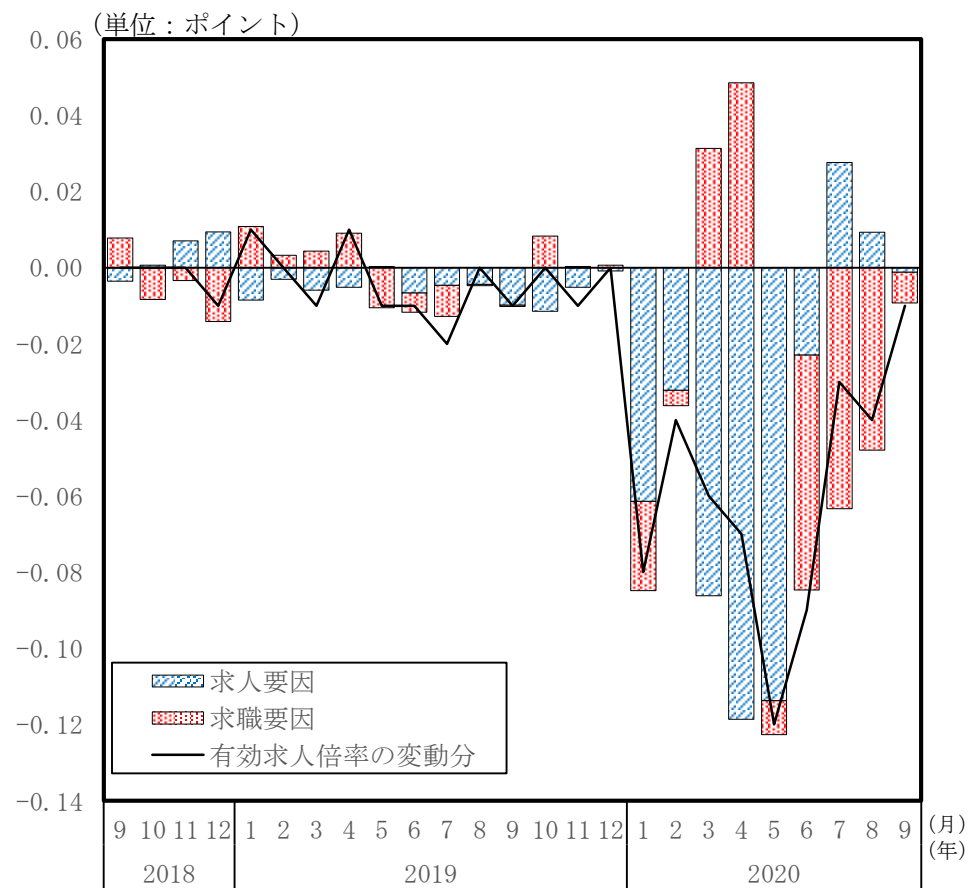
○ 有効求人倍率の増減ポイントの内訳をみると

- ・リーマン・ショックでは、求人要因（減少）、求職要因（増加）のいずれもが低下に寄与している。
- ・足下では、求人要因（減少）が1月以降に低下に大きく寄与していた（注2）が、7月には反転した一方、求職要因（増加）が5月以降に低下に寄与している。

リーマン・ショック後の有効求人倍率の変動要因



新型コロナウイルスの感染拡大前後の有効求人倍率の変動要因



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに作成

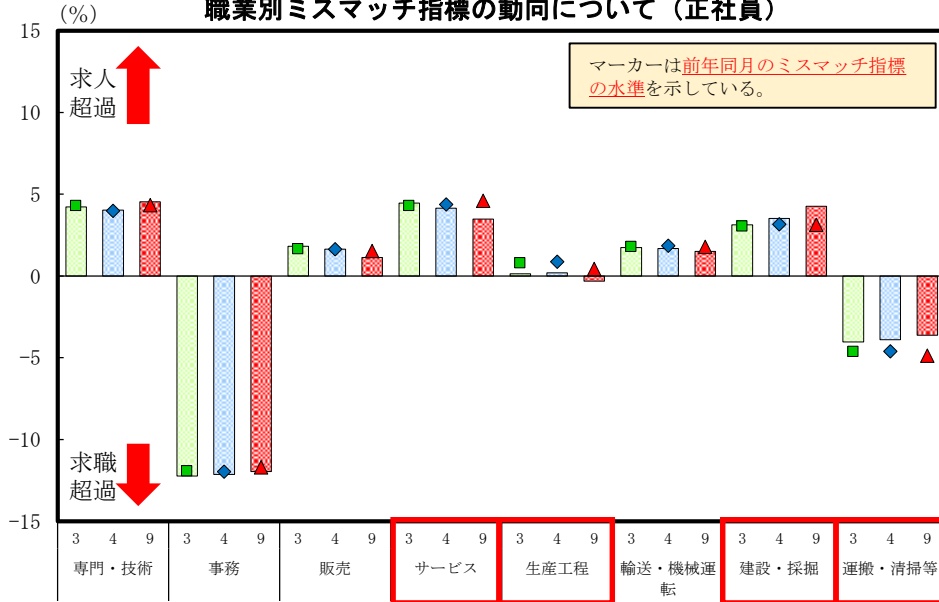
注：1）求職要因は、有効求人倍率の分母である有効求職者の増加を示しており、マイナスに寄与することとなる。

2）2020年1月に、ハローワークのシステム改修に伴い、働き方改革や受動喫煙対策等の動きを踏まえた求人票の記載項目の拡充を図ったが、求人の更新の前倒し及びその反動減並びに求人の更新の差し控えの動きもみられ、2020年1月以降、有効求人倍率がマイナス方向に押し下げられる影響が生じていることに留意が必要。

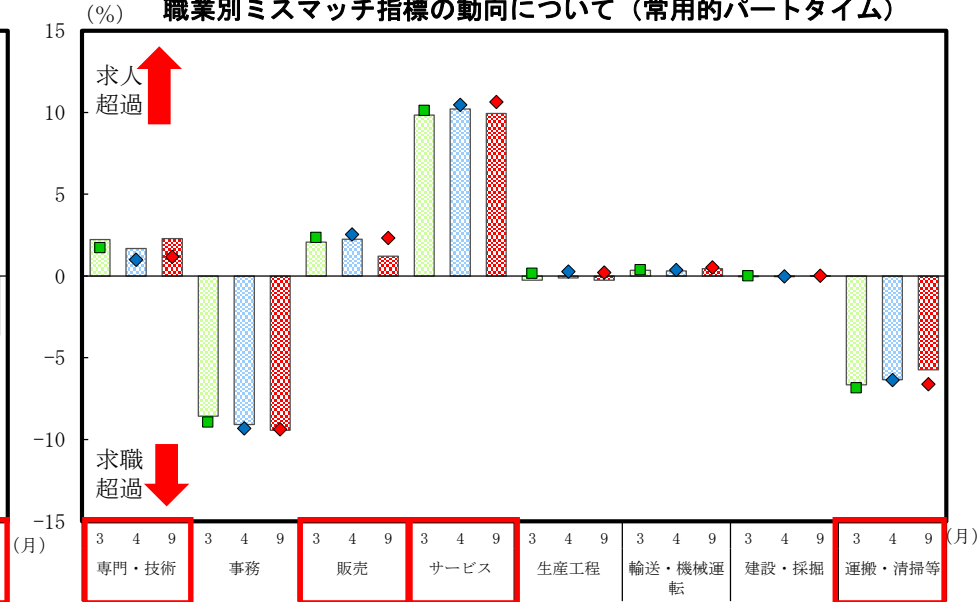
労働需給のミスマッチの動向について（職業大分類）

- 労働需給のミスマッチの動向をみると、直近の2020年9月において、正社員では「サービス」「運搬・清掃等」などにおいてミスマッチが縮小した一方で、「建設・採掘」などにおいてミスマッチが拡大した。また、「生産工程」では、求人超過から求職超過に転じた。
- 同様に、パートタイムでは、「販売」「サービス」「運搬・清掃等」などにおいてミスマッチが縮小した一方で、「専門・技術」などにおいてミスマッチが拡大した。
- なお、例えば、正社員の「建設・採掘」は、昨年よりも求人全体における構成比が上昇しており、求人超過が進んだことが分かる。

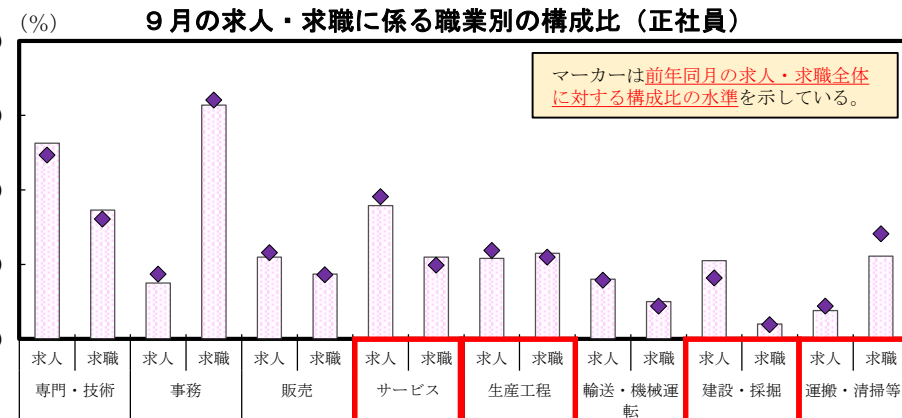
職業別ミスマッチ指標の動向について（正社員）



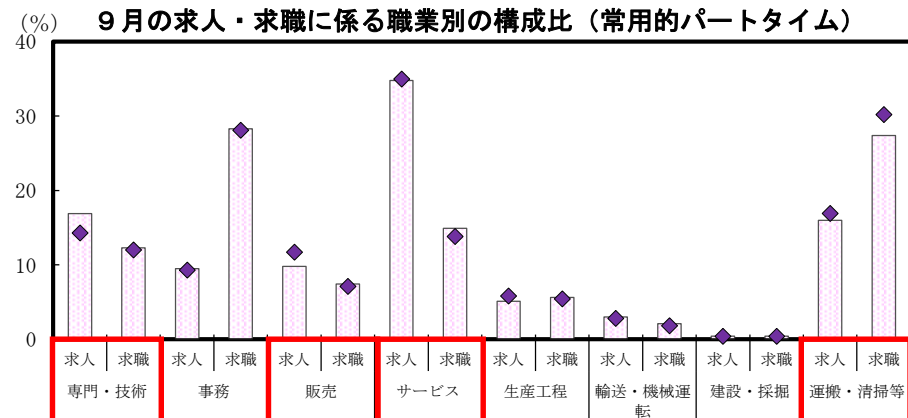
職業別ミスマッチ指標の動向について（常用的パートタイム）



9月の求人・求職に係る職業別の構成比（正社員）



9月の求人・求職に係る職業別の構成比（常用的パートタイム）



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

注) 1) 職業大分類の各職業についてそれぞれ以下のやり方でミスマッチ指標を算出している。

$\frac{1}{2} \times \sum |u_i - v_i| \times 100$ $u_i = U_i / U$ $v_i = V_i / V$ U は有効求職数、 V は有効求人数を示す。 i は正社員、常用的パートを示す。

2) 「管理的職業」「保安の職業」「農林漁業の職業」は割愛している。

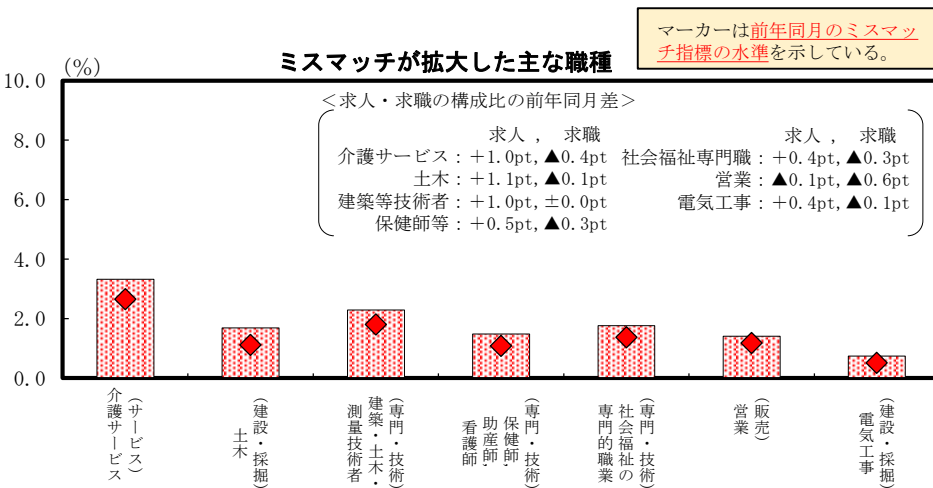
3) 正社員については、有効求人（正社員）シェア・有効求職（常用（除パート））シェアより算出。

労働需給のミスマッチの動向について（正社員、職業中分類）

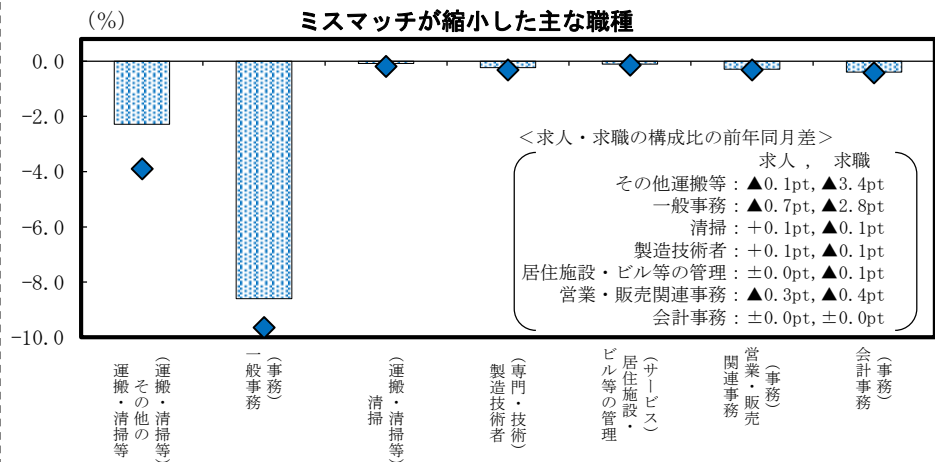
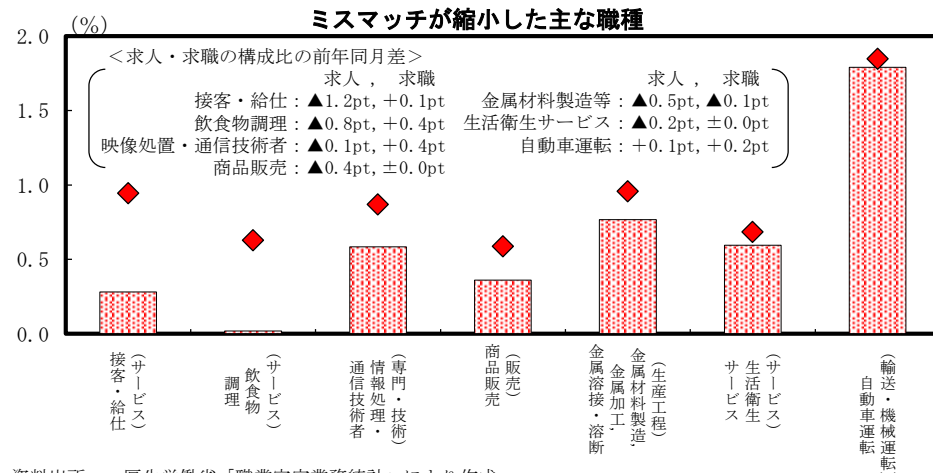
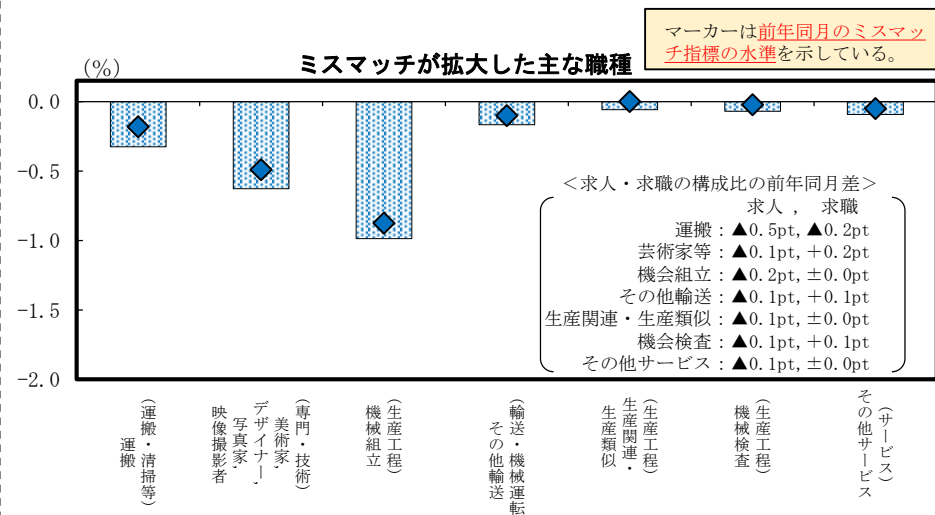
- 求人超過による労働需給のミスマッチが生じている職種では、「介護サービス」「土木」「建設・土木・測量技術者」などにおいて、求職者数の構成比の低下も生じつつ、求人数の構成比の上昇が主因となり、当該ミスマッチが拡大した。一方で、「接客・給仕」「飲食物調理」などでは、求職者数の構成比の増加も生じつつ、求人数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが縮小した。
- 求職超過による労働需給のミスマッチが生じている職種では、「運搬」「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」「機械組立」などにおいて、求人数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが拡大した。一方で、「その他の運搬・清掃等」「一般事務」などでは、求人数の構成比の低下も生じつつ、求職者数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが縮小した。

※ 図については、2020年9月において前年同月と比較した際、ミスマッチ指標の変動が大きい職種（棒線とマーカーの乖離が大きい職種）について、左から右に向かって順に並べている。

求人超過による労働需給のミスマッチが生じている職種



求職超過による労働需給のミスマッチが生じている職種



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

注) 1) 横軸ラベル内の () には、属する職業大分類を記載している。

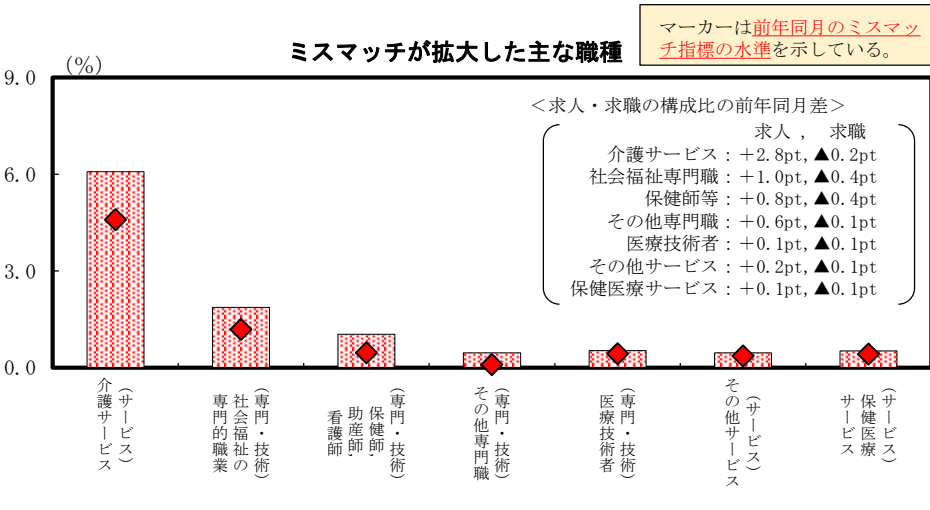
2) 「社会福祉の専門的職業」は保育士、介護支援専門員等を、「運搬」は配達員、荷造作業員等を、「その他サービス」は観光案内人（通訳ガイド）、添乗員、葬儀師・火葬係等を、「生活衛生サービス」は理容師・美容師・クリーニング等を、「その他の運搬・清掃等」は機械掃除員や工場軽作業員などの雑務・他に分類されない労務的作業に従事するものを含む。

労働需給のミスマッチの動向について（常用的パートタイム、職業中分類）

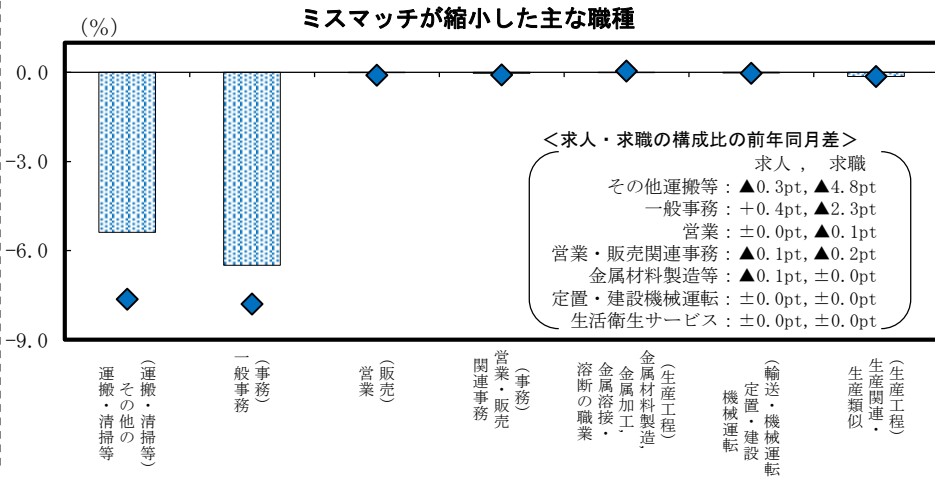
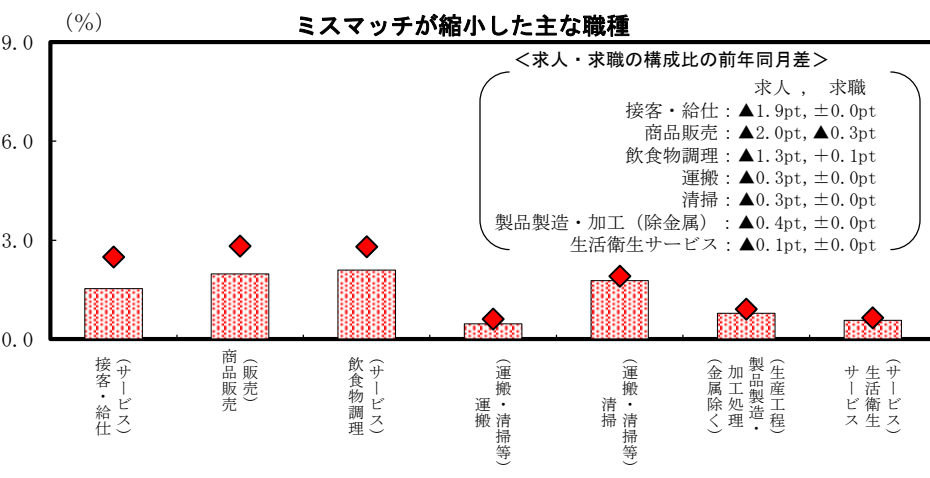
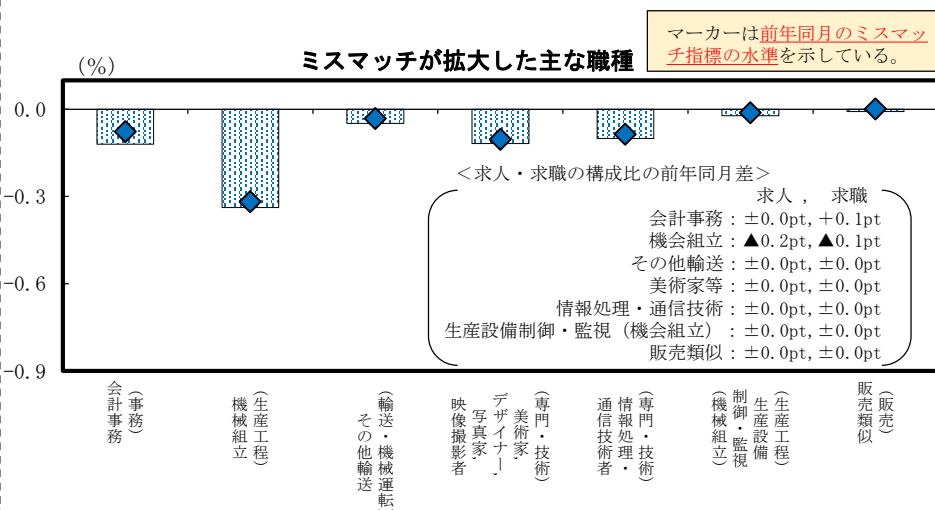
- 求人超過による労働需給のミスマッチが生じている職種では、「介護サービス」「社会福祉の専門的職業」「保健師・助産師・看護師」などにおいて、求職者数の構成比の低下も生じつつ、求人数の構成比の上昇が主因となり、当該ミスマッチが拡大した。一方で、「接客・給仕」「商品販売」「飲食物調理」などでは、求人数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが縮小した。
- 求職超過による労働需給のミスマッチが生じている職種では、「会計事務」「機械組立」などにおいて、当該ミスマッチがやや拡大した。一方で、「その他の運搬・清掃等」「一般事務」などでは、求職者数の構成比の低下が主因となり、当該ミスマッチが縮小した。

※ 図については、2020年9月において前年同月と比較した際、ミスマッチ指標の変動が大きい職種（棒線とマーカーの乖離が大きい職種）について、左から右に向かって順に並べている。

求人超過による労働需給のミスマッチが生じている職種



求職超過による労働需給のミスマッチが生じている職種



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

注) 1) 横軸ラベル内の () には、属する職業大分類を記載している。

2) 「その他の専門的職業」は通訳、個人教師等を、「保健医療サービス」は看護助手、歯科助手等を、「販売類似」は不動産仲介・売買取手等を含む。

雇用調整助成金等について

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長

■ 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から 12月31日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合：10/10(中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,370円	休業・教育訓練の助成額の上限額は15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間(別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合10/10(中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内

「雇用シェア」を活用する場合、一定の要件を満たせば 雇用調整助成金が使えます！

雇用調整助成金の対象となる「出向」

- **雇用調整を目的とする出向**（経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。
- **雇用維持を図るための助成**ですので、**出向後は元の事業所に戻って働くことを予定していることが前提です。**

【その他要件】

- ・ 出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められること**
- ・ 出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、**玉突き雇用・出向を行っていないこと**などの要件があります。

出向の場合の助成額

出向元が出向労働者の賃金※¹の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率※²をかけた額を助成。

イ 出向元の出向労働者の賃金に対する負担額

ロ 出向前の通常賃金の $1/2$ の額

*ただし、 $8,370円 \times 330/365 \times$ 支給対象期の日数が上限。

【例】出向時賃金日額18,000円、出向元負担4割の場合

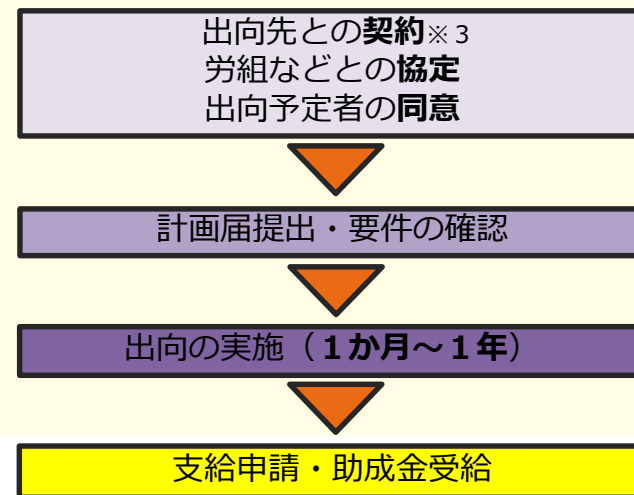
出向元負担7,200円		出向先負担10,800円	
中小企業の場合	実質負担		
$2/3$	$1/3$		
4,800円助成	2,400円		

※¹：出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同額を支払う必要があります。

※²：助成率は、**中小企業 $2/3$ 大企業 $1/2$**

※³：出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

受給までの流れ



雇用調整助成金の申請・問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）
および、ハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索

雇用調整助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業および教育訓練により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。

雇用調整助成金の特例拡充のお知らせ（教育訓練関係）

今般の新型コロナウイルスの影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の拡充により、
教育訓練について以下の通り要件を緩和しております。

教育訓練に関する特例措置の内容

1 緊急対応期間中に教育訓練を行った場合の助成率と加算額を以下の通り引き上げます。

助成率	中小企業：2/3 大企業：1/2	→	中小企業：4/5（解雇等を行わない場合は10/10） 大企業：2/3（解雇等を行わない場合は3/4）
加算額	1,200円（1日）	→	中小企業：2,400円（1日） 大企業：1,800円（1日）

（※）緊急対応期間は令和2年4月1日から12月31日までです。

2 対象となる教育訓練の範囲を拡大します。

新型コロナウイルスの影響に伴う特例の拡充により、緊急対応期間内では、通常の雇用調整助成金では助成対象外となる、以下のような教育訓練が支給対象となります。

- ・ 自宅などで行う学習形態の訓練
（片方向受講・双方向受講いずれも可。サテライトオフィスなどでの受講も認められます。）
- ・ 職業、職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練
（例：接客・マナー研修、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修）
- ・ 繰り返しの教育訓練が必要なものについて、過去に行った教育訓練を同一の労働者に実施する訓練
（※同一の対象期間における再訓練は認められません。）
- ・ その企業において通常のカリキュラムに位置づけられている訓練
（自宅などで実施するなど、**通常と異なる形態で実施する場合**に限ります。）
- ・ 自社職員である指導員による訓練
（当該指導員が一般的に教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有すること、および自宅などでインターネットなどをを用いた双方向での訓練を実施するなど、**通常と異なる形態で実施することが必要です。**）

3 教育訓練実施日は就労不可でしたが、半日訓練半日就業が可能になります。

調査の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、雇用調整助成金や新たに設けた緊急雇用安定助成金（雇用保険被保険者でない従業員の方を休業させた場合の助成金）の支給が急増する中、その実態を把握することを目的として調査を行った。

2 調査の対象、方法

- 2020年4月～8月の間に行われた雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の支給決定について、都道府県労働局ごとに、その4～5%を目安としてサンプルを抽出した（サンプル数 58,675件）。
- 調査項目は、支給決定した企業の属する「産業区分」「休業等支給日数」「支給決定金額」とした。
- なお、サンプルの抽出は、都道府県労働局ごとに特定日の支給決定件数からランダムに行っており、各地域の産業構造や全国的な産業構造等を勘案したものではない。

3 集計方法

（1）基本集計（p.2-3）

- 産業別に「支給決定件数」「休業等支給日数」「支給決定金額」を集計した。
- 産業別の「休業等支給日数」を「支給決定件数」で除算し「1件あたりの休業等支給日数」を、「支給決定金額」を「支給決定件数」で除算し「1件あたりの支給決定金額」を、「支給決定金額」を「休業等支給日数」で除算し「1日あたりの支給決定金額」を算出した。

（2）推計（p.4-5）

- 産業ごとの事業所全体に占める雇用調整助成金等を利用した事業所の割合について、以下の推計を行った。
 - ① 2020年4月～8月に行われた支給決定件数総数（※1）をサンプル数で除算したものをAとした。
 - ② サンプルにおける産業構成が実態を反映していると仮定し、産業別の「支給決定件数」にAを乗算し、産業別の「支給決定件数（推計）」を算出した。
 - ③ ②を産業別の雇用保険適用事業所数（2020年9月末時点）で除算した。
- 産業ごとの雇用者全体に占める雇用調整助成金等を利用した雇用者の割合は算出できないが、その傾向を把握するため、試みに、以下の推計を行った。
 - ④ 産業別の「休業等支給日数」にAを乗算し、産業別の「休業等支給日数（推計）」を算出した。
 - ⑤ ④を5月～8月の産業別の雇用者（緊急雇用安定助成金は「非正規の職員・従業員」※2）数（原数値）の平均値で除算した。

※1 事業所が調査対象期間内に複数回支給申請する場合があるため、支給決定件数は事業所数を上回ることに留意。

※2 「非正規の職員・従業員」には緊急雇用安定助成金でなく雇用調整助成金の対象となる週労働時間20時間以上の雇用者も含むことに留意。
いずれも総務省「労働力調査（基本集計）」による。

雇用調整助成金（基本集計）

- 支給決定件数をみると、「製造業」「卸売業,小売業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」が多い。
- 休業等支給日数（延べ人日）をみると、支給決定件数と同様に「製造業」「卸売業,小売業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」が多い一方、1件当たりの休業等支給日数をみると「生活関連サービス業,娯楽業」が特に多く、次いで「運輸業,郵便業」「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」「宿泊業,飲食サービス業」の順に多い。
- 支給決定金額（総額）をみると、「製造業」「生活関連サービス業,娯楽業」「宿泊業,飲食サービス業」「卸売業,小売業」で多い。1件当たりの支給決定金額をみると、「製造業」が特に多く、次いで「卸売業,小売業」「宿泊業,飲食サービス業」の順で多い。1日当たりの支給決定金額でみると、「情報通信業」「製造業」「建設業」「学術研究,専門・技術サービス業」の順で多い。

	大分類	支給決定 件数	休業等支給日数		支給決定金額(円)		
			延べ人日	1件当たり	総額	1件当たり	1日当たり
1	製造業	9,588	1,838,177	191.7	21,965,062,895	114,570,590	11,949
2	卸売業,小売業	7,484	1,081,642	144.5	11,502,296,733	79,585,657	10,634
3	宿泊業,飲食サービス業	6,950	1,252,928	180.3	11,781,343,702	65,351,192	9,403
4	生活関連サービス業,娯楽業	4,462	1,639,375	367.4	15,037,240,607	40,927,892	9,173
5	建設業	3,711	193,546	52.2	2,300,368,239	44,106,768	11,885
6	サービス業 （他に分類されないもの）	2,999	565,193	188.5	5,028,616,033	26,682,601	8,897
7	運輸業,郵便業	2,705	722,012	266.9	7,920,237,711	29,672,974	10,970
8	医療,福祉	2,701	135,258	50.1	1,392,475,644	27,806,789	10,295
9	学術研究,専門・技術サービス業	2,353	223,294	94.9	2,501,707,250	26,362,182	11,204
10	不動産業,物品賃貸業	1,173	117,958	100.6	1,272,498,145	12,653,998	10,788
11	情報通信業	1,049	100,374	95.7	1,280,953,436	13,387,134	12,762

注)支給決定件数が1,000以上の産業

緊急雇用安定助成金（基本集計）

- 支給決定件数をみると、「宿泊業, 飲食サービス業」「卸売業, 小売業」「製造業」「生活関連サービス業, 娯楽業」が多い。
- 休業等支給日数（延べ人日）をみると、「宿泊業, 飲食サービス業」が特に多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売業, 小売業」「教育, 学習支援業」「生活関連サービス業, 娯楽業」が多い。1件当たりの休業等支給日数をみると、「教育, 学習支援業」「サービス業（他に分類されないもの）」「学術研究, 専門・学術サービス業」「宿泊業, 飲食サービス業」の順に多い。
- 支給決定金額（総額）をみると、「宿泊業, 飲食サービス業」が特に多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売業, 小売業」で多い。1件当たりの支給決定金額をみると、「宿泊業, 飲食サービス業」が特に多く、「卸売業, 小売業」「製造業」で多い。1人当たりの支給決定金額をみると、「建設業」「情報通信業」「運輸業, 郵便業」で多い。

	大分類	支給決定 件数	休業等支給日数		支給決定金額(円)		
			延べ人日	1件当たり	総額	1件当たり	1日当たり
1	宿泊業, 飲食サービス業	3,670	697,729	190.1	2,329,697,232	12,254,025	3,339
2	卸売業, 小売業	2,150	212,102	98.7	785,612,405	7,963,464	3,704
3	製造業	1,411	50,687	35.9	227,209,124	6,324,937	4,483
4	生活関連サービス業, 娯楽業	1,072	100,972	94.2	402,883,319	4,277,333	3,990
5	医療, 福祉	850	20,734	24.4	99,940,760	4,097,217	4,820
6	サービス業 （他に分類されないもの）	815	242,313	297.3	883,596,506	2,971,905	3,647
7	教育, 学習支援業	560	175,363	313.1	374,063,108	1,194,524	2,133
8	学術研究, 専門・技術サービス業	470	96,522	205.4	350,713,883	1,707,751	3,634
9	運輸業, 郵便業	392	18,081	46.1	91,172,083	1,976,631	5,042
10	建設業	270	8,136	30.1	62,977,403	2,089,958	7,741
11	不動産業, 物品賃貸業	249	26,203	105.2	98,742,539	938,324	3,768
12	情報通信業	185	13,024	70.4	78,098,119	1,109,348	5,996

注) 支給決定件数が100以上の産業

雇用調整助成金等の利用割合【事業所】（推計）

産業ごとに、同産業内の雇用調整助成金等を利用した事業所の割合を比較するため、各産業における雇用調整助成金等の支給決定件数（延べ数）（推計）を雇用保険適用事業所数で除算した結果、

① 雇用調整助成金では「宿泊業, 飲食サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」「製造業」「運輸業, 郵便業」の順に割合が高く

② 緊急雇用安定助成金では「宿泊業, 飲食サービス業」「教育, 学習支援業」「生活関連サービス業, 娯楽業」の順に割合が高い

※事業所が調査対象期間内に複数回支給申請する場合があることに留意

雇用調整助成金

	大分類	支給決定 件数	支給決定 件数(推計) (a)	雇用保険 事業所数 (b)	(a)/(b)
1	宿泊業, 飲食サービス業	6,950	77746.7	136,841	56.8%
2	生活関連サービス業, 娯楽業	4,462	49914.5	105,034	47.5%
3	製造業	9,588	107256.9	270,615	39.6%
4	運輸業, 郵便業	2,705	30259.7	79,080	38.3%
5	教育, 学習支援業	808	9038.8	38,313	23.6%
6	卸売業, 小売業	7,484	83720.4	378,965	22.1%
7	不動産業, 物品賃貸業	1,173	13121.9	63,028	20.8%
8	分類不能の産業	79	883.7	4,670	18.9%
9	情報通信業	1,049	11734.7	63,962	18.3%
10	サービス業(他に分類されないもの)	2,999	33548.6	197,603	17.0%
11	学術研究, 専門・技術サービス業	2,353	26322.0	165,349	15.9%
12	医療, 福祉	2,701	30215.0	265,060	11.4%
13	建設業	3,711	41513.4	415,802	10.0%
14	金融業, 保険業	157	1756.3	25,090	7.0%
15	電気・ガス・熱供給・水道業	14	156.6	2,557	6.1%
16	鉱業, 採石業, 砂利採取業	11	123.1	2,225	5.5%
17	漁業	17	190.2	3,852	4.9%
18	複合サービス業	108	1208.2	34,264	3.5%
19	農業・林業	71	794.2	27,040	2.9%
20	公務(他に分類されるものを除く)	5	55.9	13,837	0.4%
合計		46,445	519560.8	2,293,187	22.7%

緊急雇用安定助成金

	大分類	支給決定 件数	支給決定 件数(推計) (a)	雇用保険 事業所数 (b)	(a)/(b)
1	宿泊業, 飲食サービス業	3,670	13218.8	136,841	9.7%
2	教育, 学習支援業	560	2017.0	38,313	5.3%
3	生活関連サービス業, 娯楽業	1,072	3861.2	105,034	3.7%
4	分類不能の産業	45	162.1	4,670	3.5%
5	卸売業, 小売業	2,150	7744.0	378,965	2.0%
6	製造業	1,411	5082.2	270,615	1.9%
7	運輸業, 郵便業	392	1411.9	79,080	1.8%
8	サービス業(他に分類されないもの)	815	2935.5	197,603	1.5%
9	不動産業, 物品賃貸業	249	896.9	63,028	1.4%
10	医療, 福祉	850	3061.6	265,060	1.2%
11	情報通信業	185	666.3	63,962	1.0%
12	学術研究, 専門・技術サービス業	470	1692.9	165,349	1.0%
13	金融業, 保険業	40	144.1	25,090	0.6%
14	漁業	5	18.0	3,852	0.5%
15	電気・ガス・熱供給・水道業	3	10.8	2,557	0.4%
16	農業・林業	23	82.8	27,040	0.3%
17	建設業	270	972.5	415,802	0.2%
18	複合サービス業	17	61.2	34,264	0.2%
19	公務(他に分類されるものを除く)	3	10.8	13,837	0.1%
20	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0	2,225	0.0%
合計		12,230	44050.5	2,293,187	1.9%

※支給決定件数(推計)は、支給決定件数(総数)を今回の調査サンプル数で除算し、産業別の支給決定件数に乘じたもの

雇用調整助成金等の利用割合【雇用者】（推計）②

産業ごとに雇用調整助成金等を利用した雇用者の割合を比較することはできないが、その傾向を把握するため、試みに各産業における雇用調整助成金等の休業等支給日数（延べ数）（推計）を5月～8月の同産業内の雇用者数（※）の平均値で除算した結果、

- ① 雇用調整助成金では「生活関連サービス業、娯楽業」が特に多く、「宿泊業、飲食サービス業」「運輸業、郵便業」「製造業」の順に多く
- ② 緊急雇用安定助成金では「宿泊業、飲食サービス業」「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」「サービス業（他に分類されないもの）」の順に多い

※ 緊急雇用安定助成金は「非正規の職員・従業員」で計算

雇用調整助成金						緊急雇用安定助成金					
	大分類	休業等支給日数 延べ人日	延べ人日(推計) (a)	平均雇用者数 (b)	(a)/(b)		大分類	休業等支給日数 延べ人日	延べ人日(推計) (a)	平均非正規 雇用者数 (b)	(a)/(b)
1	生活関連サービス業、娯楽業	1,639,375	18339001.7	1,732,500	10.59	1	宿泊業、飲食サービス業	697,729	2513110.9	2,317,500	1.08
2	宿泊業、飲食サービス業	1,639,375	18339001.7	3,287,500	5.58	2	学術研究、専門・技術サービス業	96,522	347657.2	402,500	0.86
3	運輸業、郵便業	722,012	8076845.9	3,362,500	2.40	3	教育、学習支援業	175,363	631630.1	1,245,000	0.51
4	製造業	1,838,177	20562916.5	10,040,000	2.05	4	サービス業（他に分類されないもの）	242,313	872773.6	1,857,500	0.47
5	医療、福祉	135,258	1513074.6	826,000	1.83	5	生活関連サービス業、娯楽業	100,972	363685.4	927,500	0.39
6	サービス業（他に分類されないもの）	565,193	6322577.4	4,065,000	1.56	6	不動産業、物品賃貸業	26,203	94379.1	377,500	0.25
7	学術研究、専門・技術サービス業	223,294	2497896.5	1,875,000	1.33	7	卸売業、小売業	212,102	763958.3	4,355,000	0.18
8	卸売業、小売業	1,081,642	12099876.2	9,492,500	1.27	8	情報通信業	13,024	46910.4	350,000	0.13
9	不動産業、物品賃貸業	117,958	1319546.8	1,255,000	1.05	9	製造業	50,687	182566.7	2,337,500	0.08
10	建設業	193,546	2165118.1	3,932,500	0.55	10	運輸業、郵便業	18,081	65124.9	1,007,500	0.06
11	教育、学習支援業	98,764	1104831.5	3,220,000	0.34	11	建設業	8,136	29304.6	567,500	0.05
12	複合サービス業	14,139	158167.1	500,000	0.32	12	医療、福祉	20,734	74680.6	2,990,000	0.02
13	金融業、保険業	22,598	252794.4	1,627,500	0.16	13	複合サービス業	816	2939.1	135,000	0.02
14	情報通信業	100,374	1122841.9	9,090,000	0.12	14	金融業、保険業	1,345	4844.5	315,000	0.02
15	農業・林業	5,047	56458.7	600,000	0.09	15	農業・林業	532	1916.2	317,500	0.01
16	公務（他に分類されるものを除く）	151	1689.2	2,492,500	0.00	16	公務（他に分類されるものを除く）	29	104.5	442,500	0.00
合計		6,757,528	75593636.4	55,666,000	1.36	合計		1,664,588	5995586.0	19,945,000	0.30

※漁業、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、採石業、砂利採取業を除く。